

ランサーズ規約変更 新旧対照表

施行日：2026年7月14日

- ・「変更箇所」欄の条番号は、改定後（2026年7月14日施行）の番号です。
- ・施行日（2026年7月14日）までは、現行の利用規約が適用されます。
- ・削除される条項は、改定前の番号に「旧」を付して記載しています。

変更箇所	改定前	改定後
第1条第3項	「会員」 本規約を承認し、本サイトを利用するために、所定の入会登録を行い、弊社がその入会登録を承認した個人及び法人	「会員」 本規約に同意し、本サイトを利用するために、所定の会員登録を行い、弊社がその入会登録を承認した個人及び法人
第1条第5項	「本サービス」 本サイトにおいて、又は本サイトを使用して弊社が会員又はユーザーに対し提供する一切のサービスのことをいい、後に定義する「Freelance Basics」を含みます。	「本サービス」 本サイトにおいて、又は本サイトを使用して弊社が会員又はユーザーに対し提供する一切のサービスのことをいいます。
第1条第10項	「コンペ方式」 本サイトにおいて、クライアントの仕事依頼に対してランサーが無報酬で直接仕事提案を出して、クライアントが選んだ提案を行ったランサー1人に若しくは複数人に報酬を支払う機能	「コンペ方式」 本サイトにおいて、クライアントによる仕事の依頼に対し、ランサーが成果物を提案し、クライアントが選定した成果物の提案を行ったランサーに報酬を支払う機能
第1条第16項	「会員間取引」 プロジェクト方式、コンペ方式、タスク方式その他の如何にかかわらず、本サイトを利用して会員間において成立した契約に従ってなされる取引	「会員間取引」 本規約に定める依頼方式（プロジェクト方式、コンペ方式、タスク方式、時間報酬方式、月額報酬方式、パッケージ等）にかかわらず、本サイトを利用して会員間において成立した契約に従ってなされる取引
第1条第17項	「当選確定」 コンペ方式において、クライアントが、ランサーの提案した成果物から一つ若しくは複数の所望のものを選択する手続をなし、当選が確定すること	「当選確定」 コンペ方式において、クライアントが、ランサーの提案した成果物から、一つ又は複数の成果物を選択し、当選が確定する手続のこと
第1条第18項	「計画」 プロジェクト方式において、一つのプロジェクトを構成するタスク	「計画」 プロジェクト方式において、一つのプロジェクトを構成する個別の業務の単位
第1条第19項	「決済完了手続」 プロジェクト方式、コンペ方式、タスク方式その他の如何にかかわらず、ランサーに所定の報酬を支払う以下のいずれかの手続	「決済完了手続」 依頼方式（プロジェクト方式、コンペ方式、タスク方式、時間報酬方式、月額報酬方式、パッケージ等）の如何にかかわらず、ランサーに所定の報酬を支払う以下のいずれかの手続
第1条第22項	「本人確認登録」 本サイト上での信頼性向上を目的に、全てのランサー及び本人確認を希望するクライアントに対して、郵送・FAX・電子メール等の手段により、「運転免許証」「各種健康保険証」「外国人登録証」等を用いて本サイト内の登録情報に合致するか確認を行うことにより、取引を行う者が本人であることの登録を行う機能	「本人確認登録」 当社の指定する方法により、公的な本人確認書類を用いて本サイト内の登録情報に合致するか確認を行うことにより、取引を行う者が本人であることの登録を行う機能
第1条第23項	「個人情報」 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの）	「個人情報」 個人情報の保護に関する法律第2条1項に規定するもの
第1条第25項	「電話確認サービス」 本サイト上での信頼性向上を目的に、本人確認登録済みの会員に対して、自動応答システムにより、会員の電話番号の実在性及び当該電話番号が本サイト内の登録情報に合致するかを確認する機能	「電話確認サービス」 会員に対して、弊社の指定する方法により、会員の電話番号の実在性及び当該電話番号が本サイト内の登録情報に合致するかを確認する機能
第1条第29項	「依頼金額」 本サイトにおいて、クライアントからランサーに対して支払うすべての報酬を合計した金額。	「依頼金額」 本サイトにおいて、クライアントからランサーに対して支払う全ての報酬を合計した金額。但し、依頼金額は、弊社が下限金額を定めることができるものとします。
第1条第33項	「パートナープログラム」 弊社がパートナーに対して、弊社の顧客からの仕事を紹介するサービス。	「ランサーズ ディレクションパートナープログラム」 弊社がパートナーに対して、弊社の顧客からの仕事を紹介するサービス。
第1条第35項	「直接依頼」 プロジェクト方式において、ランサーからの提案を受け又はランサーからの提案を受けることなく、クライアントが特定のランサーに仕事を依頼する機能。	「直接依頼」 プロジェクト方式において、クライアントが特定のランサーに対し、直接仕事を依頼する機能
旧第1条第15項	「スポット常駐」 本サイトにおいて、クライアントの依頼にランサーが応募し、双方で面談、契約の締結を行い、ランサーがクライアント先で業務を遂行する機能	(削除)
旧第1条第19項	「週」 月曜日から始まり日曜日において終了する連続した7日間	(削除)
旧第1条第28項	「コンペ保証料」 コンペ方式において、クライアントが仕事の依頼に際して設定し弊社に対して支払う依頼金額と同額の金銭（ただし、300円を下限とします。）	(削除)
旧第1条第35項	「商標登録チェックサービス」 コンペ方式において、ロゴ作成を依頼した会員から商標登録可能性の調査の要望があった場合に、弊社と提携する第三者による商標登録可能性の判断を提供するサービス。	(削除)
旧第1条第36項	「チーム」 リーダーとメンバーにより組織されるランサーの集合体。	(削除)
旧第1条第37項	「チーム制」 チームに仕事を依頼することができる機能。	(削除)
旧第1条第38項	「リーダー」 チームにおいて、クライアントとの間で仕事を受注するランサー。	(削除)
旧第1条第39項	「メンバー」 チームにおいて、リーダーの指示のもと仕事を遂行するランサー。	(削除)
旧第1条第40項	「分配金」 チーム制において、クライアントとリーダーとの間に成立した業務委託基本契約で定められた報酬金額を原資としてチーム内で設定される、リーダー及び各メンバーが受け取る報酬。	(削除)
旧第1条第44項	「認定ランサー検索」 ランサーの中から認定ランサーのみを検索表示できる機能。	(削除)
旧第1条第47項	「法人クライアント」 法人として会員登録を申込み、弊社が登録を承認したクライアント。	(削除)
旧第1条第48項	「Freelance Basics」(略称：FLB) 弊社又は第三者が提供する会社機能を利用することのできるサービス。	(削除)
旧第1条第49項	「会社機能」 フリーランスが業務を行うにあたり利便性が高いと弊社が判断した機能。	(削除)

変更箇所	改定前	改定後
第2条第1項	本規約は、弊社が提供する本サイトを利用するユーザとの関係を定めるものとします。また、本規約は本サイトの利用に関して生ずる、ランサーとクライアントの間、会員間等、すべての法律関係に適用されるものとします。また、弊社は、民法548条の4に基づき、弊社が合理的と判断した内容について、ユーザへの了解を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合には、変更後の規約の施行日から弊社と会員の間には変更後の規約に基づく権利義務関係が生じるものとします。規約の変更・追加によりユーザに生じた一切の損害について、直接損害か間接損害か、予見できたか否かを問わず、弊社は一切の責任を負いません。変更後の規約は本サイト上に表示・告知した施行日より効力を生じるものとし、ユーザは定期的に本規約の最新の内容を確認する義務を負うものとします。	本規約は、弊社が提供する本サイトを利用するユーザとの関係を定めるものとします。また、本規約は本サイトの利用に関して生ずる、ランサーとクライアントの間、会員間等、全ての法律関係に適用されるものとします。また、弊社は、民法548条の4に基づき、弊社が合理的と判断した内容について、ユーザへの了解を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合には、変更後の規約の施行日から弊社と会員の間には変更後の規約に基づく権利義務関係が生じるものとします。規約の変更・追加によりユーザに生じた一切の損害について、直接損害か間接損害か、予見できたか否かを問わず、弊社は一切の責任を負いません。変更後の規約は本サイト上に表示・告知した施行日より効力を生じるものとし、ユーザは定期的に本規約の最新の内容を確認する義務を負うものとします。
第2条第2項	本規約中、ランサーとクライアントの間の法律関係を定める規定については、当事者間で別途合意がない限り、会員間取引及び当事者間の法律関係に適用されるものとします。	本規約中、ランサーとクライアントの間の法律関係を定める規定については、当該当事者間で別途合意がない限り、会員間取引及び当該当事者間の法律関係に適用されるものとします。
第2条第3項	本規約中、ランサーとクライアントの間（チーム制におけるリーダーとメンバーの間を含みます。）の法律関係を定める規定、及びランサー又はクライアントと弊社、他の会員又は第三者との法律関係を定める規定については、当該ランサー及びクライアントは、いずれも、消費者契約法第2条第2項という事業者の立場としてこれに同意するものとします。	本規約中、ランサーとクライアントの間の法律関係を定める規定、ランサー又はクライアントと弊社、他の会員又は第三者との法律関係を定める規定については、当該ランサー及びクライアントは、いずれも、消費者契約法第2条第2項という事業者の立場としてこれに同意するものとします。
旧第2条第5項	パートナープログラムを利用するパートナーに関しては、本規約に加え、「ランサーズパートナープログラム利用規約」が適用されます。	(削除)
第3条第2項	弊社は、会員登録手続にあたり、会員となる者及び特定の機能・サービス等を利用しようとする者に対して、身分証明書又は履歴事項全部証明書その他必要な書類の提出を求めています。これらの書類をご提出いただけない場合又は弊社所定の審査の結果不適切と思われる場合には、会員登録や特定の機能・サービス等の利用をお断りすることがありますので、予めご了承ください。	弊社は、会員登録手続にあたり、会員となる者及び特定の機能・サービス等を利用しようとする者に対して、個人が登録する場合には公的な本人確認書類その他必要な書類、法人が登録する場合には、法人の印鑑証明その他必要な書類の提出を求めています。これらの書類を提出しない場合又は弊社所定の審査の結果不適切と思われる場合には、会員登録や特定の機能・サービス等の利用をお断りすることがあることを、会員は予め承諾するものとします。
第3条第3項	会員は、会員登録時及び会員登録後に、本サイトを利用するにあたり、真実の内容にて会員登録を行うものとします。	会員は、入会時及び会員登録後に、本サイトを利用するにあたり、真実の内容で、入会又は会員登録に必要な情報を入力するものとします。
第3条第8項～	会員となる者とは、個人（法人でない者をいう。本条において同じ）であり、かつ、消費税法上の適格請求書発行事業者登録を完了している場合は、弊社に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとします。 適格請求書発行事業者公表サイトに登録された氏名又は名称 適格請求書発行事業者公表サイトに登録された主たる屋号・通称・旧姓（旧氏） 登録番号 その他消費税法上の公表申出手続により登録している情報 会員となる者とは、法人であり、かつ、消費税法上の適格請求書発行事業者登録を完了している場合は、弊社に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとします。 適格請求書発行事業者公表サイトに登録された法人名 登録番号 本店又は主たる事務所の所在地 国内において行う資産の譲渡等に係る事務所その他これらに準ずるもの所在地	会員は、消費税法上の適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、弊社に対し、会員間取引を行う前までに、次に掲げる事項を通知しなければならないものとします。 適格請求書発行事業者の登録を受けている旨 適格請求書発行事業者公表サイトに登録された氏名又は名称 登録番号 前各号のほか、その他消費税法施行令第70条の12第1項に基づき、弊社が指定した情報
第3条第9項	会員は、会員となった後に消費税法上の適格請求書発行事業者登録を完了した場合は、弊社に対し、当該登録の完了後遅滞なく、当該会員が個人であるときは、本条第8項各号に掲げる事項を、当該会員が法人であるときは、前項各号に掲げる事項を、それぞれ通知しなければならないものとします。	会員は、消費税法上の適格請求書発行事業者登録を完了した場合は、弊社に対し、当該登録の完了後遅滞なく、本条第8項各号に掲げる事項を通知しなければならないものとします。
第3条第10項	会員又は会員となる者とは、消費税法の規定により適格請求書発行事業者登録を取り消され、又は当該登録が効力を失った場合は、弊社に対し、直ちに、書面又は電磁的方法により、その旨を通知しなければならないものとします。	会員は、消費税法の規定により適格請求書発行事業者登録を取り消され、又は当該登録が効力を失った場合は、弊社に対し、直ちに、書面又は電磁的方法により、その旨を通知しなければならないものとします。
第3条第11項	会員又は会員となる者とは本条に定める情報提供義務を怠ったこと、又は虚偽の情報を提供したことにより、当該会員又は会員となる者に損害が生じた場合でも、弊社は、当該損害について、一切の責任を負わないものとします。	会員が本条に定める情報提供義務を怠ったこと、又は虚偽の情報を提供したことにより、会員に損害が生じた場合でも、弊社は、当該損害について、一切の責任を負わないものとします。
第3条第12項	会員又は会員となる者とは本条に定める情報提供義務を怠ったこと、又は虚偽の情報を提供したことにより、弊社又はクライアントに損害が生じた場合は、当該会員又は会員となる者とは、弊社又はクライアントに対し、当該損害を賠償する義務を負うものとします。	会員が本条に定める情報提供義務を怠ったこと、又は虚偽の情報を提供したことにより、弊社又はクライアントに損害が生じた場合は、当該会員は、弊社又はクライアントに対し、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
第4条第1項	本サイトへの会員登録の条件は以下のとおりとします。 満18才以上であること 日本語を理解し、読み書き出来ること 本規約に同意すること 日本又は海外において適法に就労するための要件を満たしていること 自己若しくは自己の役員、重要な地位の使用者、又は経営に実質的な影響力を有する株主が、現在、以下の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。） 暴力団員等が経営を支配していると認められる者 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる者 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる者 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者	本サイトへの会員登録の条件は以下のとおりとします。 満18才以上であること 日本語を正確に理解し、ビジネスレベルでの日本語の読み書き出来ること 本規約に同意すること 業務に必要な在留資格を有し、日本国内において、適法に就労するための要件を満たしていること 自己若しくは自己の役員、重要な地位の使用者、又は経営に実質的な影響力を有する株主が、現在、以下の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。） 暴力団員等が経営を支配していると認められる者 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる者 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる者 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
第5条第1項	弊社は、会員につき、以下の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を取り消したり、一時的に停止したり、会員資格に伴う権利を取り消したり、又は、将来にわたって本サイトのご利用をお断りする場合があります。また、会員資格が取り消され、又は停止された会員がチームの一員であった場合、当該チームから当然に削除されるものとします。	弊社は、会員につき、以下の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を取り消したり、一時的に停止したり、会員資格に伴う権利を取り消したり、又は、将来にわたって本サイトのご利用をお断りする場合があります。また、会員資格が取り消されるものとします。

変更箇所	改定前	改定後
第5条第1項(3)	法令又は本規約(第2条第5項に定める「ランサズパートナープログラム利用規約」、その他本規約と関連した規約を含みます。以下「本規約等」といいます。)に違反した場合	法令又は本規約及び本規約に付随する全ての規約(以下「本規約等」といいます。)に違反した場合
第5条第1項(8)	他の会員や第三者から受ける苦情が、故意・過失を問わず、弊社一定水準を超えた場合。この苦情には、ランサー又はパートナーについて、クライアントから弊社が受ける業務水準、業務速度、業務品質に関する苦情が含まれます。(チーム制におけるメンバーについて、リーダーから弊社が受ける同様の苦情を含みます。)	他の会員や第三者から受ける苦情が、故意・過失を問わず、弊社の定める一定の水準を超えた場合。この苦情には、ランサー又はパートナーについて、クライアントから弊社が受ける業務水準、業務速度、業務品質に関する苦情が含まれます。
第6条第1項	会員が退会を希望する場合は、本サイトの所定ページにより退会することができます。ただし、退会の手続を行った時点で、会員間取引の決済等取引の手続や、プラン変更等会員属性の手続に未完のものがある場合は退会することができません。そのため、会員は、一連の未完の会員間取引を本規約に従って遅滞なく円滑に進め、完了させた後、退会手続を行うことができるものとします。	会員が退会を希望する場合は、本サイトの所定ページにより退会することができます。但し、退会の手続を行った時点で、会員間取引の決済等取引の手続や、プラン変更等会員属性の手続に未完のものがある場合は退会することができません。そのため、会員は、一連の未完の会員間取引を本規約に従って遅滞なく円滑に進め、完了させた後、退会手続を行うことができるものとします。
第6条第2項	(新設)	会員は、退会手続を行う前に、ランサー報酬を全て出金するものとします。退会時までに未出金しているランサー報酬を受領する権利は、その金額の多寡にかかわらず全て失効するものとし、理由の如何を問わず、弊社はこれを返金しません。弊社は、当該ランサー報酬の残高のうち、2,000円(税込2,200円)を上限として(残高が2,000円(税込2,200円)未満の場合はその全額を)、退会処理に伴う手数料(退会手数料)としていただくことができるものとします。
第7条第2項	会員が本サイトを利用して行う他の会員との取引は、プロジェクト方式、コンペ方式、タスク方式その他いかなる方式・取引であっても、その種類を問わず、会員同士の直接の事業取引となります。弊社は契約当事者になりません。	会員が本サイトを利用して行う他の会員との取引は、いかなる方式又は取引であっても、その種類を問わず、会員同士の直接の事業取引となります。弊社は契約当事者になりません。
第8条第2項	会員は仕事の依頼や提案において、正確かつ適切な内容を登録することとします。会員が本サイト内で登録・掲載した仕事・提案(その他本サイト内で発信した事項を含む)に関する一切の責任は、当該会員が負うものとします。	会員は仕事の依頼や提案において、正確かつ適切な内容を登録することとします。会員が本サイト内で登録・掲載した仕事・提案(自動提案機能を利用して登録されたものを含みます。)に関する一切の責任は、当該会員が負うものとします。
第8条第3項	登録された情報が真実に反する場合、又は第33条の禁止事項に該当する場合は、弊社は予告なくデータを削除することがあります。ただしこれらのことは、弊社が削除の義務を負っていること、又は登録された情報が真実に反しないことを保証する義務を負っていることのいずれをも意味しません。	登録された情報が真実に反する場合、又は第31条の禁止事項に該当する場合は、弊社は予告なくデータを削除することがあります。ただしこれらのことは、弊社が削除の義務を負っていること、又は登録された情報が真実に反しないことを保証する義務を負っていることのいずれをも意味しません。
旧第8条第4項～第6項	会員は仕事依頼の登録や提案の登録において、登録内容を明確にする必要があります。「詳細はこちらまでご連絡下さい。」などと本サイト外へ誘導する行為を行ってはなりません。会員はクライアントが依頼する内容と、直接関係のない提案やファイルのアップロードを行ってはなりません。会員は、自己が負っている秘密保持義務、競業禁止義務又は職務専念義務(副業の禁止)などの他者に対して負う義務に違反してはなりません。	(削除)
旧第9条第2項	会員が本人確認を行う場合、弊社に対し、虚偽、偽造、変造又は誤認を与える資料を提出しないものとします。	(削除)
第10条第1項	弊社は本サイト内で会員から出された仕事や提案その他一切の情報に関する内容・品質・正確性・適法性(以下、知的財産権や他人の権利非侵害を含む)・有用性・信憑性などは確認せず、確認の義務を負わず、かつ何ら保証しません。	弊社は本サイト内で会員から出された仕事や提案その他一切の情報に関する内容・品質・正確性・適法性(知的財産権や、第三者の権利を侵害していないことを含む。以下同じ)・有用性・信憑性などは確認せず、確認の義務を負わず、かつ何ら保証しません。
第10条第5項	本サイトの認定ランサー検索では、弊社はあくまでもランサー検索の機能を提供するだけであって、認定ランサーであっても、ランサーとしてのスキル、提案にかかる業務遂行能力等の能力の有無等を一切保証せず、一切責任を負いません。	認定ランサー制度は、弊社所定の基準に基づきランサーのランクを認定するものであり、認定ランサーであっても、弊社は、ランサーとしてのスキル、提案に係る業務遂行能力等の能力の有無等を一切保証せず、一切責任を負いません。
第10条第6項	前各項のほか、弊社は、サービスの品質向上及びサービスの安定的な提供に努めますが、サービスの利用に伴う結果などについては、一切保証しません。本サイト提供における、不正確、不適切、不明瞭な内容、表現、行為などにより、会員及び第三者に対して直接的又は間接的な損害が生じた場合であっても、故意・過失の有無にかかわらず、弊社は、当該損害について一切責任を負いません。また、弊社は、ユーザに対して、アドバイスをしたり情報提供を行ったりすることはありますが、アドバイスの正確性、有用性、又はユーザの望む結果の実現に対して責任を負うものではありません。	前各項のほか、弊社は、サービスの品質向上及びサービスの安定的な提供に努めますが、サービスの利用に伴う結果などについては、一切保証しません。本サイト提供における、不正確、不適切、不明瞭な内容、表現、行為などにより、会員及び第三者に対して直接的又は間接的な損害が生じた場合であっても、故意、過失の有無にかかわらず、弊社は、当該損害について一切責任を負いません。また、弊社は、ユーザに対して、アドバイスをしたり情報提供を行ったりすることはありますが、アドバイスの正確性、有用性、又はユーザの望む結果の実現に対して責任を負うものではありません。
旧第10条第5項	本サイトの商標登録チェックサービスでは、弊社はあくまでも弊社と提携する第三者によるサービスをユーザに紹介するだけであって、商標登録可否チェックサービスを提供する当事者とはならず、弊社は、商標登録の可能性等を一切保証せず、商標登録に関し一切責任を負いません。なお、商標登録可否チェックサービスは、弊社と提携する第三者が、当事者としてユーザに提供するものとします。	(削除)
第11条第1項第1号	システム手数料の支払条件 プロジェクト方式で1つ1つの計画が完了した場合、コンペ方式に提案があり成立した場合、タスク方式で作業が完了し、クライアントから承諾し確定された場合、時間報酬方式で会員間による業務委託契約が成立した場合、月額報酬方式で当月の作業が完了し、当月末日を迎えた場合、招待報酬が確定した場合又はパッケージにおいて役務提供が完了した場合、クライアントとランサーの間で合意された税込の契約金額(チーム制においては、リーダー及び各メンバーに支払われる分配金をいいます。)につき、クライアントは契約金額の5%(税込5.5%)、ランサーは契約金額の15%(税込16.5%)を、弊社に対し、システム手数料としてお支払いいただきます。なお、弊社は別途システム手数料の割引を設定することがあり、その内容及び条件は別途定めるものとします。	システム手数料の支払条件 プロジェクト方式で1つ1つの計画が完了した場合、コンペ方式に提案があり成立した場合、タスク方式で作業が完了し、クライアントから承諾し確定された場合、時間報酬方式で会員間による業務委託契約が成立した場合、月額報酬方式で当月の作業が完了し、当月末日を迎えた場合、招待報酬が確定した場合又はパッケージにおいて役務提供が完了した場合、クライアントとランサーの間で合意された税込の依頼金額につき、クライアントは依頼金額の5%(税込5.5%)、ランサーは依頼金額の15%(税込16.5%)を、弊社に対し、システム手数料としてお支払いいただきます。なお、弊社は別途システム手数料の割引を設定することがあり、その内容及び条件は別途定めるものとします。
第11条第1項第2号b	ランサーのシステム手数料は、クライアントとの業務委託契約が成立した時点で発生し、ランサーは、当社に対し、支払確定時や当選確定時又はそれらのバッチ処理が実施された時などの報酬が確定した時点で、報酬から控除される形により支払うものとします。	ランサーのシステム手数料は、クライアントとの業務委託契約が成立した時点で発生し、ランサーは、当社に対し、支払確定時や当選確定時又はそれらのバッチ処理が実施された時などの報酬が確定した時点で、当社が代理受領した報酬から控除される形により支払うものとします。

変更箇所	改定前	改定後
第11条第1項第3号	<p>コンペ方式のキャンセル時の手数料</p> <p>コンペ方式において、提案が1件以上ある依頼をクライアントが取り消した場合に、クライアントは、弊社に対し、以下に定めるとおり、キャンセル時の提案数によって、依頼金額の20%-50%若しくは300円（税込）の大きい方の金額を、キャンセル料としてご負担頂きます。キャンセルを行うことができるのは、選定確約がされていない場合で提案の募集期間中のみとします。募集期間終了後や募集期間を延長し、再度募集期間中となった場合はキャンセルを行うことは出来ません。</p> <p>提案数が5件未満の場合は、20%のキャンセル料 提案数が5件以上10件未満の場合は、30%のキャンセル料 提案数が10件以上15件未満の場合は、40%のキャンセル料 提案数が15件以上の場合は、50%のキャンセル料</p> <p>aにかかわらず、本規約第33条等に違反する提案のみがなされた依頼をキャンセルする場合はキャンセル料は必要ありませんが、本規約第33条等に違反する提案のみがなされたことの立証はクライアントが行うものとします。弊社は、当該キャンセル後1週間以内にクライアントからこの立証がないと認められるときは、キャンセル料を徴収できるものとします。</p> <p>キャンセル時の提案数が、参加報酬の合計件数に満たない場合は、依頼金額の内、不足する参加報酬相当金額については、キャンセル料を計算する元となる依頼金額から除外できるものとします。</p> <p>aにより算出したキャンセル料は、弊社を通じて、提案をしたランサー全員に均等に分割し参加報酬として支払うものとし（ただし1円未満は切り捨て）、参加報酬のうち分割の結果生じる1円未満の総額については、提案の先着順に支払うものとし、ただし、分配される参加報酬は5円以上の場合に支払われるものとし、4円未満の場合には提案の先着順に従って、参加報酬が5円以上のランサーに対して支払われるものとし、提案の先着順については、弊社のサーバに提案がアップロードされたことと弊社サーバが認定した時刻に基づくものとし、ランサーが提案を送信した時刻によらないものとします。</p> <p>キャンセルが発生した場合、本条1項1号の定めにかかわらず、クライアントはキャンセル料の5%（税込5.5%）、ランサーは分配された参加報酬の15%（税込16.5%）を、システム手数料として支払うものとし、</p> <p>コンペ方式において、別途本サイト上で定める条件を満たす依頼には提案件数保証を付与します。この条件を維持した状態で、仕事の募集期間が終了し、提案件数が15件未満であった場合は、キャンセル料は必要ありません。しかし、クライアントから、仕事の募集期間終了後、1週間以内にキャンセルの申し出がない場合は、キャンセルはできないものとします。この適用により参加報酬を受けなかったランサーは、弊社及びクライアントに対し、何らの責任追及又は補償を求めるとはできません。</p>	<p>コンペ方式のキャンセル時の手数料</p> <p>コンペ方式において、提案が1件以上ある依頼をクライアントが取り消した場合に、クライアントは、弊社に対し、以下に定めるとおり、キャンセル時の提案数によって、依頼金額の20%-50%若しくは300円（税込）の大きい方の金額を、キャンセル料としてご負担頂きます。キャンセルを行うことができるのは、選定確約がされていない場合で提案の募集期間中のみとします。募集期間終了後や募集期間を延長し、再度募集期間中となった場合はキャンセルを行うことは出来ません。</p> <p>提案数が5件未満の場合は、20%のキャンセル料 提案数が5件以上10件未満の場合は、30%のキャンセル料 提案数が10件以上15件未満の場合は、40%のキャンセル料 提案数が15件以上の場合は、50%のキャンセル料</p> <p>aにかかわらず、本規約第31条等に違反する提案のみがなされた依頼をキャンセルする場合はキャンセル料は必要ありませんが、本規約第31条等に違反する提案のみがなされたことの立証はクライアントが行うものとします。弊社は、当該キャンセル後1週間以内にクライアントからこの立証がないと認められるときは、キャンセル料を徴収できるものとします。</p> <p>キャンセル時の提案数が、参加報酬の合計件数に満たない場合は、依頼金額の内、不足する参加報酬相当金額については、キャンセル料を計算する元となる依頼金額から除外できるものとします。</p> <p>aにより算出したキャンセル料は、弊社を通じて、提案をしたランサー全員に均等に分割し、キャンセル補償金として支払うものとし（1円未満は切り捨て）、キャンセル補償金のうち分割の結果生じる1円未満の総額については、提案の先着順に支払うものとし、ただし、キャンセル補償金は、5円以上の場合に支払われるものとし、4円以下の場合には提案の先着順に従って、キャンセル補償金が5円以上のランサーに対して支払われるものとし、提案の先着順については、弊社のサーバに提案がアップロードされたことと弊社サーバが認定した時刻に基づくものとし、ランサーが提案を送信した時刻によらないものとします。</p> <p>キャンセルが発生した場合、本条1項1号の定めにかかわらず、クライアントはキャンセル料の5%（税込5.5%）、ランサーは分配されたキャンセル補償金の15%（税込16.5%）を、システム手数料として支払うものとし、</p> <p>コンペ方式において、別途本サイト上で定める条件を満たす依頼には提案件数保証を付与します。この条件を維持した状態で、仕事の募集期間が終了し、提案件数が15件未満であった場合は、キャンセル料は必要ありません。但し、クライアントから、仕事の募集期間終了後、1週間以内にキャンセルの申し出がない場合は、キャンセルはできないものとします。この適用によりキャンセル補償金を受け取ることができなかったランサーは、弊社及びクライアントに対し、何らの責任追及又は補償を求めるとはできません。</p>
第11条第1項第5号	<p>クライアントは、仕事依頼時において、視認性を高めた表示ができる「急募オプション」「注目オプション」、仕事検索画面の特定枠に一定確率で表示させる「PRオプション」、依頼内容や依頼に対する提案を会員に限定し、会員以外のユーザから閲覧できないようにする「非公開オプション」、依頼内容の閲覧のために本人確認登録と機密保持確認を必要とし、募集期間終了後は依頼内容の閲覧をクライアントと提案ユーザのみに制限する「完全非公開オプション」、ユーザにメールで依頼の宣伝をする「宣伝オプション」、及び会員用管理画面であるマイページ（ただし、ランサーのマイページに限ります。）に、自己の依頼ページに遷移させるためのリンクを表示できる「マイページ表示オプション」（ただし、別途本サイト上で定める依頼は除きます。）を利用する場合は、それぞれ別途本サイト上で定める金額（税込）を、弊社にお支払い頂きます。</p>	<p>有料オプション</p> <p>クライアントが、以下に列挙するオプションを利用する場合は、それぞれ別途本サイト上で定める金額（税込）を、弊社にお支払い頂きます。</p> <p>a 仕事依頼時において、視認性を高めた表示ができる「急募オプション」「注目オプション」</p> <p>b 仕事検索画面の特定枠に一定確率で表示させる「PRオプション」</p> <p>c 依頼内容や依頼に対する提案を会員に限定し、会員以外のユーザから閲覧できないようにする「非公開オプション」</p> <p>d 依頼内容の閲覧のために本人確認登録と機密保持確認を必要とし、募集期間終了後は依頼内容の閲覧をクライアントと提案ユーザのみに制限する「完全非公開オプション」</p> <p>e ユーザにメールで依頼の宣伝をする「宣伝オプション」、及び会員用管理画面であるマイページ（但し、ランサーのマイページに限ります。）に、自己の依頼ページに遷移させるためのリンクを表示できる「マイページ表示オプション」（但し、別途本サイト上で定める依頼は除きます。）</p>
第11条第1項第6号d	<p>弊社は有償会員プランの変更の処理を毎月末日の深夜に行うため、当該処理中に受け付けた依頼作成等の操作は、当該処理後である翌月に実施される可能性があります。当該処理中に受け付けた依頼作成等の操作が翌月に実施された場合であっても、当該依頼作成等にかかる後払い手数料などの利用料金は発生するものとします。</p>	<p>弊社は有償会員プランの変更の処理を毎月末日の深夜から翌月1日までの間に行うため、当該期間中に受け付けた依頼作成等の操作は、当該処理の完了後に実施される可能性があります。当該処理中に受け付けた依頼作成等の操作が翌月に実施された場合であっても、当該依頼作成等にかかる後払い手数料などの利用料金は発生するものとします。</p>
第11条第2項	<p>ご利用にかかる料金は、プロジェクト方式、コンペ方式、タスク方式、時間報酬方式、月額報酬方式又はパッケージの種類により、かつ本規約の条件に従い、クレジットカード決済、銀行口座決済、PayPal決済によりお支払い頂きます（クレジットカード決済による支払い予約及び銀行口座決済若しくはPayPal決済による預託を本サイト上では「仮払い」と表現します。）。ただし、弊社は個別の案件について、随時支払方法を制限することができるものとします。また、前項に定める各種利用手数料の支払方法については、弊社を介してクライアントからランサーへ支払われる報酬（チーム制においては、リーダー及び各メンバーに支払われる分配金をいいます。）相当額から弊社が前項に定める各種利用手数料を直接控除することによることに同意するものとします。</p>	<p>ご利用にかかる料金は、プロジェクト方式、コンペ方式、タスク方式、時間報酬方式、月額報酬方式又はパッケージの種類により、かつ本規約の条件に従い、クレジットカード決済、銀行振込、PayPal決済によりお支払い頂きます（クレジットカード決済による支払い予約、銀行口座決済又はPayPal決済による預託を、本サイト上では「仮払い」と表現します。）。但し、弊社は個別の案件について、随時支払方法を制限することができるものとします。また、前項に定める各種利用手数料の支払方法については、弊社を介してクライアントからランサーへ支払われる報酬相当額から弊社が前項に定める各種利用手数料を直接控除することによることに同意するものとします。</p>
旧第11条第1項第6号	<p>ランサーズプロ サービス利用時のランサー向け営業代行手数料</p> <p>ランサーはランサーズプロサービスを經由して、1回あたりのクライアント依頼金額が100万円（税込）以上の案件を受注し、プロジェクト方式で一つの計画が完了した場合、営業代行手数料として、以下に定める金額を、第13条6項に定める出金が行われるまでに弊社にお支払い頂きます。</p> <p>1回あたりのクライアント依頼金額が、 100万円（税込）以上～200万円未満（税込）の場合は、5万円 200万円（税込）以上～300万円未満（税込）の場合は、10万円 300万円（税込）以上～の場合は、15万円</p>	<p>(削除)</p>
第12条第2項	<p>有償会員プラン利用者は、所定の方法で有償会員プランを解約することができます。ただし、有償会員プランの中には、後払い銀行決済にかかる支払確定又は当選確定等の手続が未了の仕事がある場合には、解約手続ができないプランがあります。この場合、会員は、支払方法変更及び支払いに関する手続を完了していただくからでなければ、解約手続を行うことはできません。支払方法変更の手続が未了であること等により当月中に有償会員プランの解約ができなかった場合であっても、翌月分の有償会員プランの利用料をいただきます。</p>	<p>有償会員プラン利用者は、所定の方法で有償会員プランを解約することができます。但し、有償会員プランの中には、後払い銀行決済にかかる支払確定又は当選確定等の手続が未了の仕事がある場合には、解約手続ができないプランがあります。この場合、会員は、支払方法変更及び支払いに関する手続の完了後でなければ、解約手続を行うことはできません。支払方法変更の手続が未了であること等により当月中に有償会員プランの解約ができなかった場合であっても、翌月分の有償会員プランの利用料を支払うものとします。</p>

変更箇所	改定前	改定後
第13条第4項	クライアントが弊社に支払った仮払金について、当社からの返金手続きの要請にもかかわらず、返金先の銀行口座が不明の状態、180日が経過した場合、クライアントは、仮払金にかかる返還請求権、その他一切の権利を失い、当該仮払金は弊社に帰属するものとします。	クライアントが弊社に支払った仮払金について、弊社からの返金手続きの要請にもかかわらず、返金先の銀行口座が不明の状態、180日が経過した場合、クライアントは、仮払金にかかる返還請求権、その他一切の権利を失い、当該仮払金は弊社に帰属するものとします。 仮払金について、弊社からの返金手続きの要請から180日経過後において、弊社からクライアントに対し、仮払金の返金手続きを行う場合、仮払金の管理に係る手数料（以下「返金管理手数料」といいます。）として、2,000円（税込2,200円）を、仮払金から差し引く方法で徴収することができるものとします。仮払金残高が、返金管理手数料未満の場合は、当該仮払金残高をもって、返金管理手数料の一部として頂き、弊社からの別途の請求は致しません。弊社は、理由の如何を問わず、徴収した返金管理手数料を返金しません。
第13条第8項	ランサーが第6項第2号の方式を選択する場合、弊社は、ランサーの個別の出金指示に応じ、ランサーのアカウントに支払われた報酬総額を、ランサーの登録銀行口座に対し出金するものとします。具体的な出金のタイミングは、別途弊社の定めるところによるものとします。	ランサーが本条第6項第2号の方式を選択する場合、弊社は、ランサーの個別の出金指示に応じ、ランサーのアカウントに支払われた報酬総額を、ランサーの登録銀行口座に対し出金するものとします。具体的な出金のタイミングは、別途弊社の定めるところによるものとします。
第13条第10項	ランサーは、第6項に定めるいずれの方式によるかを問わず、以下各号に定める期間までに、当該ランサー報酬を銀行口座に出金するものとします。 (1) 下請代金支払遅延等防止法又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が適用される会員間取引である場合、ランサー報酬が確定した時点から60日以内 (2) 前号以外の会員間取引である場合、ランサー報酬が確定した時点から6ヶ月以内	ランサーは、第6項のいずれの方式によるかを問わず、以下各号に定める期間までに、当該ランサー報酬を銀行口座に出金するものとします。 (1) 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」といいます。）又は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」といいます。）が適用される会員間取引である場合、ランサー報酬が確定した時点から60日以内 (2) 前号以外の会員間取引である場合、ランサー報酬が確定した時点から180日以内
第13条第11項	(新設)	弊社がランサーに対し、ランサー報酬の出金を要請したにもかかわらず、前10項各号に定める期間を経過した後、ランサーが出金に関する手続きを行わなかった場合、弊社は登録された銀行口座にランサー報酬全額を弊社が指定する出金方法に基づき出金処理を実施します。 また、弊社が本項に基づき出金処理を行ったにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由なく出金が正常に完了しない場合（本条第9号のいずれかに該当する場合を含みますが、これに限られません。）には、弊社は、ランサーが、報酬の確定時から180日経過したランサー報酬を受領する権利が失効したものとみなすことができるものとし、ランサーはあらかじめこれを承諾します。 当該ランサー報酬に関する弊社からの問い合わせに対し、ランサーから一定期間内にご連絡がない場合、弊社は、当該ランサー報酬にかかる出金処理を実施するとともに、当該ランサー報酬の管理にかかる手数料（以下「報酬管理手数料」といいます。）として、2,000円（税込2,200円）を頂くことができるものとします。当該ランサー報酬が報酬管理手数料未満の場合は、当該ランサー報酬の残高をもって、報酬管理手数料の一部として頂き、弊社は、当該ランサーに対し、別途の請求を致しません。弊社は、理由の如何を問わず、徴収した報酬管理手数料を返金しません。
旧第13条第11項	弊社は、当該仕事依頼にかかるランサー報酬のうち、第11条1項6号に定める営業代行手数料相当額について、弊社で定める一定期間を限度として、同手数料がランサーから支払われるまでの間、ランサー報酬の支払を留保することができるものとします。	(削除)
第14条第1項	弊社は、会員に対し、以下に定める種類の会員間取引サービスを提供するものとします。会員は、弊社が定めるところに従い、各会員間取引サービスを利用することができます。ただし、弊社は、本サイト上において告知の上、各会員間取引の全部又は一部を追加又は廃止することができるものとします。 (会員間取引の種類) (1) プロジェクト方式 (2) コンペ方式 (3) タスク方式 (4) 時間報酬方式 (5) 月額報酬方式 (6) パッケージ	弊社は、会員に対し、以下に定める種類の会員間取引サービスを提供するものとします。会員は、弊社が定めるところに従い、各会員間取引サービスを利用することができます。但し、弊社は、本サイト上において告知の上、各会員間取引の全部又は一部を追加又は廃止することができるものとします。 (会員間取引の種類) (1) プロジェクト方式（パッケージを含む） (2) コンペ方式 (3) タスク方式 (4) 時間報酬方式 (5) 月額報酬方式
第15条第3項	会員間取引の種類にかかわらず、本サービスを利用してクライアント（チーム制におけるリーダーを含みます。本条において以下同じ。）とランサー（チーム制におけるメンバーを含みます。本条において以下同じ。）間に成立する契約をいかなる意味でも雇用契約又は類似の労働契約とはしないものとし、これがいかなる契約の形式による場合であっても、クライアントは当該契約に基づくランサーによる業務遂行の場所及び時間について指定又は管理することによって拘束したり、業務内容及び遂行方法について業務委託に必要な限度を超えて指揮命令したりしてはならず、これらに反する内容でのクライアントとランサー間の定めは無効とします。本項の規定は、本規約第2条第2項、第20条第3項、第21条第4項その他本規約の如何なる規定にもかかわらず、クライアントとランサー間のいかなる合意にも優先して適用されます。	会員間取引の方式にかかわらず、本サービスを利用してクライアントとランサー間に成立する契約は、業務委託契約であり、雇用契約又は労働者派遣契約その他労働契約とはしないものとします。クライアント及びランサーは、会員間取引において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律その他の関係法令を遵守するものとし、取引の相手方に対し、指揮命令を行わないものとします。 本項の規定は、本規約の如何なる規定にもかかわらず、クライアントとランサー間のいかなる合意にも優先して適用されます。
第16条第1項	ランサー（チーム制において、メンバーがリーダーに提案する成果物についてはメンバーをいい、リーダーがクライアントに提案する成果物についてはリーダーをいいます。本条において以下同じ。）が提案した成果物や、本サイトで会員が作成したプロフィールの著作権等の権利（著作権法第27条、第28条の権利を含みます。以下、著作権に関して同様とします。）は、会員間取引によって譲渡されない限り、作成した会員（チーム制において、メンバーがリーダーに提案する成果物についてはメンバーをいい、リーダーがクライアントに提案する成果物についてはリーダーをいいます。）自身に帰属するものとします。	ランサーが提案した成果物や、本サイトで会員が作成したプロフィールの著作権等の権利（著作権法第27条、第28条の権利を含みます。以下、著作権に関して同様とします。）は、会員間取引によって譲渡されない限り、作成した会員に帰属するものとします。
第16条第2項	ランサーは、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条及び26条において、ランサーがクライアント（チーム制において、メンバーがリーダーに提案する成果物についてはリーダーをいいます。本条において以下同じ。）に納入し権利を譲渡する成果物については、ランサーが著作権その他当該成果物を利用する権限を有していること、並びに、画像等、ランサーが第三者から利用の許諾を受けた素材等の著作権についてはランサーがクライアントに対して第三者の著作権等を侵害していないことを保証するものとし、この保証に反する事実が明らかになったときは、ランサーはクライアントに対し、代替成果物の納入、損害賠償その他の責任を負うものとし、この場合の処理は、クライアントとランサー間で直接協議解決するものとし、弊社はいかなる責任も負いません。	ランサーは、会員間取引においてクライアントに納入し権利を譲渡する成果物（第三者から利用の許諾を受けた素材等を含みます。）について、自らが著作権その他当該成果物を利用する権限を有していること、及び第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証するものとします。 ランサーと第三者との間で権利侵害等の紛争が生じた場合、ランサーは、自らの責任と費用において解決するものとし、クライアント及び弊社に対していかなる責任も負担させないものとします。

変更箇所	改定前	改定後
第16条第4項	(新設)	クライアントが業務の遂行のために、ランサーに対し、資料及び成果物の素材等を提供する場合、クライアントは、当該資料及び素材等について、自らが適法に利用する権利を有していること、及び第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権その他権利を侵害していないことを保証するものとします。 当該素材等に起因して第三者との間で権利侵害等の紛争が生じた場合、クライアントは、自らの責任と費用において解決するものとし、弊社及びランサーに対していかなる責任も負担させないものとします。
第17条第1項(1)	会員間取引が下請代金支払遅延等防止法又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が適用されるときは、親事業者又は業務委託事業者たるクライアントは、同法を遵守するものとします。また、同法の適用の有無にかかわらず、クライアントは、独占禁止法及びこれに関連する公正取引委員会告示等に定める不公正な取引方法その他独占禁止法に違反する行為を行わないものとします。	会員間取引が取適法又はフリーランス法の適用を受けるときは、クライアントは、同法を遵守するものとします。また、同法の適用の有無にかかわらず、クライアントは、独占禁止法及びこれに関連する公正取引委員会告示等に定める不公正な取引方法その他独占禁止法に違反する行為を行わないものとします。
第17条第2項	会員間取引に下請代金支払遅延等防止法又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が適用されること、下請事業者又は特定受託事業者に該当するランサーは、下請代金支払遅延等防止法第3条第1項又は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第3条第1項に定める書面について、本サイト上からダウンロードすること、又は、取引の内容や納期、代金等、当該書面の記載事項が記載された電子メールを受信することその他弊社又はクライアントが定める以下の条件を満たす電磁的方法により親事業者たるクライアントから電磁的方法で提供を受けることを承諾するものとします。なお、ランサーが電磁的方法による提供を承諾しない場合、クライアントはランサーと連絡のうえで適宜の方法で交付するものとします。 電磁的方法:ウェブ、電子メール ファイルへの記録形式:Word、Excel、PDF、MSG、PNG 等	会員間取引に取適法又はフリーランス法が適用される場合、中小受託事業者又は特定受託事業者に該当するランサーは、取適法第4条第1項又はフリーランス法第3条第1項に定める電磁的書面を、本サイト上からダウンロードすること、又は、これらの明示事項が記載された電子メールを受信すること、その他弊社又はクライアントが定める以下の条件を満たす電磁的方法により、クライアントから電磁的方法で提供を受けることに承諾するものとします。なお、ランサーが電磁的方法による提供を承諾しない場合、クライアントはランサーと連絡のうえで書面により交付するものとします。
第17条第4項	弊社は、会員間取引における法令遵守について、何ら保証するものではありません。弊社は、ユーザーに対し、法令違反を是正させる措置を講ずべき義務を負うものではなく、ユーザーの法令違反について、責任を負わないものとします。	弊社は、会員間取引における法令遵守について、何ら保証するものではありません。弊社は、ユーザに対し、法令違反を是正させる措置を講ずべき義務を負うものではなく、ユーザの法令違反について、責任を負わないものとします。
旧第17条第4項～第6項	会員は、自ら又は第三者を利用して、取引の相手方に対し、以下各号に掲げる行為を行ってはなりません。 性的な言動に対する相手方の対応により、相手方に係る業務委託の条件について不利益(契約の解除、報酬の減額、取引数量の削減、取引の停止等を含むが、これに限られません。)を与え、又は性的な言動により相手方の就業環境を害する行為 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって、業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方の就業環境を害する行為 妊娠又は出産に関する事由であって、①妊娠したこと、②出産したこと、③妊娠又は出産に起因する症状により業務委託に係る業務を行えないこと若しくは行えなかったこと又は当該業務の能率が低下したこと(以下「妊娠したこと等」という。)に関する言動により、就業環境を害する行為 妊娠又は出産に関して、次条の規定による配慮の申出をしたこと、又はこれらの規定による配慮を受けたことに関する言動により、就業環境を害する行為 会員間取引に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が適用され、かつ、6か月以上の期間行う業務委託、又は当該業務委託契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託(①契約の当事者が同一であり、その給付又は役務の提供の内容が少なくとも一定程度の同一性を有し、かつ、②前の業務委託に係る契約又は基本契約が終了した日の翌日から、次の業務委託に係る契約又は基本契約を締結した日の前日までの期間の日数が1か月未満であるものに限りません。以下、「継続的業務委託」といいます。)である場合、クライアントは、ランサーに対し、ランサーが妊娠、出産若しくは育児又は介護(以下、「育児介護等」といいます。))と両立しつつ業務委託に係る業務に従事することができるよう、以下各号に定める配慮を実施しなければならぬものとし、継続的業務委託以外の業務委託の相手方である場合には、以下の各号に定める配慮をするよう努めなければならぬものとします。 ランサーから育児介護等に対する配慮の申出を受けた場合には、話し合い等を通じ、当該者が求める配慮の具体的な内容及び育児介護等の状況を把握すること。 ランサーの希望する配慮の内容、又は希望する配慮の内容を踏まえたその他の取り得る対応について行うことが可能か十分に検討すること。 実施可能な配慮の内容が確定した際には、速やかに申出を行ったランサーに対してその内容を伝え、実施すること。 ランサーが希望する配慮の内容やその他の取り得る対応を十分に検討した結果、業務の性質や実施体制等に照らして困難であること、当該配慮を行うことにより、業務のほとんどが行えない等、契約目的が達成できなくなる等、やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、ランサーに対し、配慮を行うことができない旨を伝達し、その理由について説明すること。 会員間取引に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が適用され、かつ、継続的業務委託に該当する契約を解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含みます。)する場合には、クライアントはランサーに対し、解除する日の30日前までに、弊社の指定する方法によって予告しなければなりません。但し以下各号に定める場合は、この限りではありません。 災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合 他の事業者から業務委託を受けたクライアントが、当該業務委託に係る業務(以下「元委託業務」という。)の全部又は一部をランサーに再委託をした場合であって、当該元委託業務に係る契約の全部又は一部が解除され、ランサーに再委託をした業務(以下「再委託業務」という。)の大部分が不要となった場合、その他の直ちに当該再委託業務に係る契約の解除をすることが必要であると認められる場合 ランサーの責めに帰すべき事由により直ちに契約の解除をすることが必要であると認められる場合 基本契約を締結している場合であって、ランサーの事情により、相当な期間、当該基本契約に基づく業務委託をしていない場合	(削除)
第18条第1項	会員は、会員間取引又はその成立過程において、取引の相手方たる会員から秘密である旨示されて開示される秘密情報、タスク方式の依頼に関する一切の情報、非公開オプション又は完全非公開オプションが設定された依頼に関連する一切の情報、会員間取引遂行中に知り得た秘密情報、及び、取引の相手方たる会員が保持する個人情報、すべて秘密として保持し、会員間取引の目的以外は一切使用せず、第三者に一切開示、漏えいしないものとします。	会員は、会員間取引又はその成立過程において、取引の相手方たる会員から、秘密である旨を明示されて開示された秘密情報、タスク方式の依頼に関する一切の情報、非公開オプション又は完全非公開オプションが設定された依頼に関連する一切の情報、会員間取引遂行中に知り得た秘密情報及び取引の相手方たる会員が保持する個人情報、全て秘密として保持し、会員間取引の目的以外は一切使用せず、第三者に一切開示、漏えいしないものとします。

変更箇所	改定前	改定後
第18条第2項	前項の規定に関わらず、以下のいずれかに該当することを会員が証明したもののついでには、秘密情報から除かれるものとします。ただし、個人情報については第6号のみが適用されるものとします。 既に告知、公用の情報 秘密情報の開示後に、会員の責によらず告知、公用となった情報 開示を受けた時点で、既に知得していた情報 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに適法に入手した情報 開示者が、第三者に開示することを文書により承諾した情報 法令又は確定判決等により義務付けられた情報	前項の規定に関わらず、以下のいずれかに該当することを会員が証明したもののついでには、秘密情報から除かれるものとします。但し、個人情報については第6号のみが適用されるものとします。 既に告知、公用の情報 秘密情報の開示後に、会員の責によらず告知、公用となった情報 開示を受けた時点で、既に知得していた情報 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに適法に入手した情報 開示者が、第三者に開示することを文書により承諾した情報 法令又は確定判決等により開示を義務付けられた情報
第18条第3項	会員が、秘密情報を利用するにあたっては、開示目的を達成するに最小限必要な従業員に限定して開示するものとします。この場合、会員は従業員が秘密情報を漏洩もしくは開示目的以外に利用しないよう、監督その他の必要な措置を講ずる義務を負う。	会員は、取引の相手方より開示された秘密情報を、会員間取引に必要最小限の範囲に限り、自己の役員、法令上の秘密保持義務を負う専門家及び会員間取引に基づく業務の再委託先に対して、秘密情報を開示することができるものとします。
第19条第1項	第17条1(2)、第17条2項、第18条5項、第20条5項、第24条3項等に定める理由により、会員が、会員間取引の相手方たる会員連絡先情報を知りたいと望む場合、本サイトにおいて設置された「メッセージ機能」その他弊社が定める連絡手段を利用し、当該相手方の会員に、その旨を申し出、当該相手方の会員自身から会員連絡先情報を得るものとします。	第17条1項(2)、第17条2項、第18条5項、第20条5項、第23条3項等に定める理由により、会員が、会員間取引の相手方たる会員連絡先情報を知りたいと望む場合、本サイトにおいて設置された「メッセージ機能」又は「連絡先公開申請」その他弊社が定める連絡手段を利用し、当該相手方の会員に、その旨を申し出、当該相手方の会員自身から会員連絡先情報を得るものとします。
第20条第1項	プロジェクト方式の場合、クライアントからランサー（チーム制においてはリーダーをいいます。特段の定めがない限り本条において以下同じ。）への依頼通知（直接依頼を含みます。）があり、かつ、当該依頼通知に対するランサーからの承認通知（直接依頼における承諾通知を含みます。）がクライアントに到達したとき（チーム制においては、これに加えて、当該承認後に引き続きなされる分配金設定における分配金の額について、本サイト上でチーム内の全メンバーの承諾を得られたとき）に、個別のプロジェクト計画に関する依頼が確定し、会員間の契約が成立するものとします。	プロジェクト方式の場合、クライアントからランサーへの依頼通知（直接依頼を含みます。）があり、かつ、当該依頼通知に対するランサーからの承認通知（直接依頼における承諾通知を含みます。）がクライアントに到達したときに、個別のプロジェクト計画に関する依頼が確定し、会員間の契約が成立するものとします。
第20条第2項	チーム制以外の前項の場合において、クライアントからランサーへの依頼通知又は計画変更通知があったにもかかわらず、ランサーがこれを承認しないままクライアントによる依頼通知日から7日を経過したときは、ランサーは仕事を辞退したものとみなし、クライアントはこれに同意するものとし、弊社はこれに基づき処理を行うことができるものとします。また、チーム制において、リーダーが依頼通知又は計画変更通知を承諾後、分配金の設定を行ったにもかかわらず、メンバーの全部又は一部の承諾が得られない場合において、リーダーによる最初の設定の日から7日を経過したときは、チームは仕事を辞退したものとみなし、クライアント、リーダー及びメンバーはこれに同意するものとし、弊社はこれに基づき処理を行うことができるものとします。	前項の場合において、クライアントからランサーへの依頼通知又は計画変更通知があったにもかかわらず、ランサーがこれを承認しないまま、クライアントによる依頼通知日から14日（通知をした日を含みます。）を経過したときは、ランサーは仕事を辞退したものとみなし、クライアントはこれに同意するものとし、弊社はこれに基づき処理を行うことができるものとします。
第20条第3項	第1項の場合に成立する契約は、クライアントが当該プロジェクトの遂行を委託し、ランサーがこれを受託する業務委託基本契約とします。委託業務の内容、納期、金額は、依頼通知及び承認通知に示された内容とします（以下、プロジェクト方式におけるこのような契約を単に「業務委託基本契約」といいます。）。	第1項の場合に成立する契約は、クライアントが当該プロジェクトの遂行を委託し、ランサーがこれを受託する業務委託基本契約とします。委託業務の内容、納期、金額は、依頼内容、メッセージその他本サイト上において表示され、当事者間で合意した内容とします（以下、プロジェクト方式におけるこのような契約を単に「業務委託基本契約」といいます。）。
第20条第4項	業務委託基本契約成立前においては、会員間でなされる、プロジェクトの内容、納期、時間単価、費用等に関する会員間のやりとり（見積提示、サンプルの制作を含む）によって会員間において、契約を締結する義務が発生することはなく、依頼を受けなかった会員が、弊社及びクライアントに対し、何らの責任追及又は補償を求めることはできないものとします。	業務委託基本契約の成立前においては、会員間でなされる、プロジェクトの内容、納期、時間単価、費用等に関する会員間のやりとり（見積提示を含む）によって、会員間において契約を締結する義務が発生することはなく、依頼を受けなかった会員が、当社及びクライアントに対し、何らの責任追及又は補償を求めることはできないものとします。
第20条第5項	業務委託基本契約成立後、クライアントとランサーは、相互に自己の会員連絡先情報を通知し、プロジェクトに関する直接の連絡が可能にするよう努めるものとします。クライアントとランサーは、成立した業務委託基本契約の詳細な項目につき、相互に協議の上、書面で契約を締結するなど、相互の法律関係につき合意をなすよう努力するものとし、合意がないために生じるトラブル又は紛争については、弊社は何ら責任を負いません。	業務委託基本契約成立後、クライアントとランサーは、相互に自己の会員連絡先情報を通知し、プロジェクトに関する直接の連絡が可能にするよう努めるものとします。但し、取得した連絡先情報は会員間取引の履行及び紛争解決以外に使用してはならないものとします。クライアントとランサーは、成立した業務委託基本契約の詳細な項目につき、相互に協議の上、書面で契約を締結するなど、相互の法律関係につき合意をなすよう努力するものとし、合意がないために生じるトラブル又は紛争については、弊社は何ら責任を負いません。
第20条第6項b	クライアントは、ランサーが業務委託基本契約に基づく業務に着手する前に、当該契約に基づく報酬（ただし、弊社が別途下限金額を定めることができるものとします。）について、クレジットカード決済による支払い予約を行うものとします。ただし、クライアントが、銀行口座決済若しくはPayPal決済による支払いを選択する場合、ランサーが業務委託基本契約に基づく業務に着手する前に、弊社に対し、業務委託基本契約の報酬（ただし、弊社が別途下限金額を定めることができるものとします。）を支払うものとします。	クライアントは、ランサーが業務委託基本契約に基づく業務に着手する前に、当該契約に基づく報酬（但し、弊社が別途下限金額を定めることができるものとします。）について、クレジットカード決済による支払い予約を行うものとします。但し、クライアントが、銀行口座決済若しくはPayPal決済による支払いを選択する場合、ランサーが業務委託基本契約に基づく業務に着手する前に、弊社に対し、業務委託基本契約の報酬を支払うものとします。なお、プロジェクト方式のうち、パッケージによる取引も同様とします。
第20条第6項h	ランサーからクライアントへの連絡が合理的な理由もなく7日以上行われなかった場合、クライアントからの要請により、弊社はランサーへ連絡催促を行います。その連絡催促の日から7日経過後も、ランサーからクライアントへ連絡がされず、又は業務終了報告手続を行わない正当な理由の説明と客観的証拠による立証がない場合は、ランサーは業務委託基本契約の解除に同意したものとみなすことができるものとします。	ランサーからクライアントへの連絡が合理的な理由もなく7日以上行われなかった場合、クライアントからの要請により、弊社は、ランサーに対し、連絡催促を行います。当該連絡催促の日から7日経過後も、当該ランサーからクライアントへ連絡がされず、又は業務終了報告手続を行わないことに関する正当な理由の説明及び客観的証拠による立証がない場合は、弊社は、ランサーが業務委託基本契約の解除に同意したものとみなすことができるものとします。
第20条第6項i	ランサーへの連絡が合理的な理由もなく7日以上行われなかった場合、ランサーからの要請により、弊社はクライアントへ連絡催促を行います。その連絡催促の日から7日経過後も、クライアントからランサーへ連絡がされず、又は支払確定手続を行わない正当な理由の説明と立証がない場合は、クライアントはランサーから業務終了報告がされた計画に対する報酬支払いの確定処理又は業務委託基本契約の解除に同意したものとみなすことができるものとします。	クライアントからランサーへの連絡が合理的な理由もなく7日以上行われなかった場合、ランサーからの要請により、弊社は、クライアントに対し、連絡催促を行います。当該連絡催促の日から7日経過後も、クライアントからランサーへ連絡がされず、又は支払確定手続を行わないことに関する正当な理由の説明及び客観的証拠による立証がない場合は、弊社は、クライアントがランサーから業務終了報告がされた計画に対する報酬支払いの確定処理又は業務委託基本契約の解除に同意したものとみなすことができるものとします。
第20条第6項k	業務委託基本契約成立後は、契約の解除は、以下のいずれかの場合にのみ行うことができます 1. クライアントによる申出と、ランサー（チーム制においてはリーダー及び全メンバーをいいます。以下j及びkにおいて同じ。）による同意が存在し、かつ、弊社所定の方法により解除する場合 2. 仮払い後1年以上が経過し、弊社が30日間の期間を設けて確認したにもかかわらず、クライアントおよびランサーの双方がこれに応じず弊社が当該業務委託基本契約に基づく業務の継続を確認できない場合	業務委託基本契約成立後における、契約の解除は、以下のいずれかの場合にのみ行うことができます。 (1) クライアント又はランサーのいずれか一方から契約解除の申出があり、解除の申出を受けた当事者が解除に同意した場合であって、弊社所定の方法により解除する場合 (2) 仮払い後1年以上が経過し、弊社が30日間の期間を設けて確認したにもかかわらず、クライアント及びランサーの双方がこれに応じず弊社が当該業務委託基本契約に基づく業務の継続を確認できない場合

変更箇所	改定前	改定後
第20条第6項m	弊社は、kのほか、弊社が代理受領した報酬をランサーに支払うことが不適当であると判断した場合には、クライアントに対し、弊社が相当とする額を返金するものとします。	弊社は、kのほか、弊社が代理受領した報酬をランサーに支払うことが不適当であると判断した場合には、クライアントに対し、弊社が相当とする額を返金することができるものとします。
第20条第7項	プロジェクトに関する、履行遅滞、若しくは成果物の仕様不適合等の債務不履行、成果物の契約不適合、又はその他の法的問題があるときは、クライアントとランサーは、当事者間で協議の上、合意によって問題を解決するものとします。弊社は、当該問題が解決されるまでの間、その裁量により、受領した報酬の返金手続き又は決済完了手続きをしないことができるものとします。クライアントが第6項各号に定める支払確定の手続をなしたとき（支払確定に同意したものとみなされたときを含む）は、これらの問題が合意により解決されたか、又は問題がなかったとみなし、弊社は決済完了手続きをなすことができるものとします。また、合意がないときも、クライアントとランサー（チーム制においてはリーダー及び各メンバーをいいます。以下本項及び次項において同じ。）との間で、確定判決等が提出されたときは、弊社は、確定判決等の記載にしたがって、決済完了手続き又は受領した報酬の返金手続を行うことができるものとします。これらいずれかの場合において、クライアントとランサー間で、合意の条件として代金減額、損害賠償その他の条件が定められた場合でも、弊社は、決済完了手続においては、所定の依頼金額に基づき、前項に定める手続をなすことで足り、代金減額、損害賠償その他の条件の履行は、クライアントとランサー間で直接行うものとします。	プロジェクトに関する履行遅滞、成果物の仕様不適合等の債務不履行、成果物の契約不適合その他の法的問題があるときは、クライアントとランサーは、当事者間で協議の上、合意によって問題を解決するものとします。弊社は、当該問題が解決されるまでの間、その裁量により、受領した報酬の返金手続き又は決済完了手続きをしないことができるものとします。クライアントが第6項各号に定める支払確定の手続をなしたとき（支払確定に同意したものとみなされたときを含む）は、これらの問題が合意により解決されたか、又は問題がなかったとみなし、弊社は決済完了手続きをなすことができるものとします。また、合意がないときも、クライアントとランサーとの間で、確定判決等が提出されたときは、弊社は、確定判決等の記載にしたがって、決済完了手続き又は受領した報酬の返金手続を行うことができるものとします。これらいずれかの場合において、クライアントとランサー間で、合意の条件として代金減額、損害賠償その他の条件が定められた場合でも、弊社は、決済完了手続においては、所定の依頼金額に基づき、前項に定める手続をなすことで足り、代金減額、損害賠償その他の条件の履行は、クライアントとランサー間で直接行うものとします。
第20条第8項	(新設)	確定判決等に基づき決済完了手続又は返金手続が行われた場合、弊社は、当該取引の相手方の評価の inputs を制限し、評価の削除その他弊社が必要と認める措置を講ずることができるものとします。
第20条第9項	プロジェクト方式において弊社が提供するプロジェクト管理画面、計画管理画面、支払管理画面、ファイル管理画面は、会員間のプロジェクトの円滑な進捗のための便宜を提供するものであって、弊社が、プロジェクトの進捗及び納期を管理する義務は一切負わず、ランサーによるプロジェクト又は計画の遅延に対し責任を負わないものとします。	プロジェクト方式において弊社が提供する全ての機能は、会員間のプロジェクトの円滑な進捗のための便宜を提供するものであって、弊社が、プロジェクトの進捗及び納期を管理する義務は一切負わず、ランサーによるプロジェクト又は計画の遅延に対し責任を負わないものとします。
旧第21条	プロジェクト方式において、クライアントが固定報酬を選択し、かつ仕事を依頼する相手方としてチームを選定した場合には、チーム制によることができるものとします。 前項の場合には、クライアントは、前条第1項の規定に基づきクライアントとリーダー間の業務委託基本契約が成立した時点で、リーダーが各メンバーに業務を再委託すること、並びにリーダー及び各メンバーの分配金についてクライアントへの直接の報酬請求権が発生することを承諾したものとします。またこの承諾は、契約成立後に新たに当該チームにメンバーが加わった場合や一旦合意された分配金の設定が変更された場合についても当然に及ぶものとし、かつ当該メンバーの削除を妨げるものではありません。 チームを作成しようとするリーダーは、次項に基づいてクライアントとリーダー間及びリーダーとメンバー間の業務再委託契約が成立するまでは、自己の責任で本人の同意を得た上で、チームのメンバーを選任し、自己のチームにメンバーとして追加することができます。また、リーダーはいつでもメンバーを削除することができます。ただし、仕事開始後にメンバーの削除をするときは、依頼金額の範囲内で各メンバーと協議の上、各メンバーに支払われる分配金の額を調整し、各メンバーの同意を得ることで分配金を変更できるものとします。なお、第5条第1項の規定に基づいてメンバーに対して会員資格の取消し等がなされ、同項によって当該メンバーがチームから削除された場合において、当該取消し等にもなるとチーム内又はクライアントとリーダー間に紛争が生じたときは、リーダーの指揮のもと関係するメンバー間で協議を行い、これらを解決するものとします。また、リーダー又はメンバーは、当該会員資格の取消し等を理由に、弊社に責任を問うことはできないものとします。 前条第1項の規定に基づいてクライアントとリーダー間の業務委託基本契約が成立したときに、チーム内においては、リーダーと各メンバーとの間で、個別に業務再委託契約が成立するものとします。ただし、当該業務に関する報酬については、リーダー及び各メンバーの分配金について、クライアントに対する報酬請求権が個別に発生し、クライアントから支払われた報酬がチーム内で設定された分配金の額にしたがって直接各メンバーに支払われるものとし、各メンバーはこれを正当に受領する権限を有し、リーダーはこれに同意するものとします。なお、本条に定める業務再委託契約については、前条第5項の規定を準用するものとします。 リーダーは、依頼通知を承認後、分配金の設定（計画が複数ある場合には、当該複数の計画すべてに対しての設定をいいます。）を行うものとし、メンバーは当該設定金額に同意する場合は、これを承諾するものとします。なお、チーム内における個々の条件交渉は、原則として本サイトのメッセージ機能を用いて行うものとし、また、リーダーは、メンバーとの間で合意した設定金額を変更するときは、金額が変更するメンバーの同意を得なければならないものとします。 前条第6項第2号b、e及びfの規定は、リーダー及び各メンバーについて準用するものとします。 メンバーは、チームについて、リーダーが全メンバーを代表して、チーム作成、提案、依頼通知に対する承認、分配金の設定、プロジェクトの管理、クライアントとの連絡・調整、完了報告、及びプロジェクトに関する債務不履行、成果物の契約不適合、又はその他の法的問題についての協議解決等、クライアントとの業務委託契約にかかるとして一切の対応（ただし、前条第6項第2号jに定める場合を除きます。）を行うことに同意するものとし、そのための一切の権限をリーダーに委任するものとします。なお、この委任は取り消すことができません。 チーム制において、前条第6項第2号iの場合は、メンバーが作成した成果物に関する譲渡可能なすべての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）の譲渡については、支払確定時に、メンバーからリーダーに譲渡され、同時にリーダーからクライアントに譲渡されたものとみなすものとします。これらの譲渡の対価についても、各自が受け取る報酬に含まれるものとします。 チームにおいて、クライアントとチームの間で発生する各種作業・連絡・法的義務の履行・トラブル対処等についてはリーダーが責任を負うものとし、弊社は、クライアントとチームの間の取引に関する一切の事項について、一切責任を負わないものとします。また、チーム内のメンバー間で発生する各種作業・連絡・法的義務の履行・トラブル対処等については、リーダーの指揮のもと関係するメンバー間で協議を行い、これを解決するものとし、弊社は、チームの間の取引に関する一切の事項について、一切責任を負わないものとします。 本条に定めるほか、チーム制においては、チーム制の性質に反しない限りにおいて、プロジェクト方式に関する規定を準用するものとします。	(削除)

変更箇所	改定前	改定後
第21条第2項	コンペ方式の場合、当選確定の時点で、クライアントと、当選したランサー間に契約が成立します。この場合の契約は、当該クライアントとランサー間で特別な合意がない限り、クライアントが選択した成果物の著作権等すべての譲渡可能な権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）の譲渡契約とします（以下会員間取引においてこのような類型の契約を単に「譲渡契約」といいます。）。	コンペ方式の場合、当選確定の時点で、クライアントと、当選したランサー間に契約が成立します。この場合の契約は、当該クライアントとランサー間で特別な合意がない限り、クライアントが選択した成果物の著作権その他全ての譲渡可能な権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）の譲渡契約とします（以下会員間取引においてこのような類型の契約を単に「譲渡契約」といいます。）。
第21条第3項	前項の譲渡契約成立時点で、その成果物の譲渡可能なすべての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）はランサーからクライアントに譲渡されるものとし、同時点で、ランサーからクライアントに対する報酬請求権が発生するものとし、同時に、ランサーは、この成果物について、商標等特許に関して、商標登録等がなされることを保証するものではないことに同意するものとし、	前項の譲渡契約成立時点で、その成果物の譲渡可能な全ての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）はランサーからクライアントに譲渡されるものとし、同時に、ランサーからクライアントに対する報酬請求権が発生するものとし、同時に、ランサーは、この成果物について、商標等特許に関して、商標登録等がなされることを保証するものではないことに同意するものとし、
第21条第7項	当選確定は、クライアントが仕事依頼時に定める依頼終了時刻から21日以内に行うものとし、この日時を超過しても、当選確定を行わない場合、第11条1項4号に定めるキャンセル料をご負担いただきます。ただし、この日時を超過しても、当選確定前に、特定のランサーに当選を前提とした修正依頼等を行っている場合、又は、この日時を超過する正当な理由の説明と客観的証拠による立証がなされ、かつ弊社が認めた場合は、弊社の裁量で、その時点で成果物をもって、第2項の譲渡契約が成立するとして扱うことができるものとし、	当選確定は、クライアントが仕事依頼時に定める依頼終了時刻から21日以内に行うものとし、この日時を超過しても、当選確定を行わない場合、第11条1項3号に定めるキャンセル料をご負担いただきます。但し、この日時を超過しても、当選確定前に、特定のランサーに当選を前提とした修正依頼等を行っている場合、又は、この日時を超過する正当な理由の説明と客観的証拠による立証がなされ、かつ弊社が認めた場合は、弊社の裁量で、その時点で成果物をもって、第2項の譲渡契約が成立するとして扱うことができるものとし、
第22条第2項	タスク方式の場合、クライアントがランサーの行った作業の承諾をし、支払確定を送信した時点で、承諾したランサー間との契約が成立します。この場合の契約は、当該クライアントとランサー間で特別な合意がない限り、クライアントが選択した成果物の著作権等すべての譲渡可能な権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）の譲渡契約とします。	タスク方式の場合、クライアントがランサーの行った作業の承諾をし、支払確定を送信した時点で、承諾したランサー間との契約が成立します。この場合の契約は、当該クライアントとランサー間で特別な合意がない限り、クライアントが選択した成果物の著作権その他全ての譲渡可能な権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）の譲渡契約とします。
第22条第3項	前項の譲渡契約成立時点で、その成果物の譲渡可能なすべての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）はランサーからクライアントに譲渡されるものとし、同時に、ランサーからクライアントに対する報酬請求権が発生するものとし、	前項の譲渡契約成立時点で、その成果物の譲渡可能な全ての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）はランサーからクライアントに譲渡されるものとし、同時に、ランサーからクライアントに対する報酬請求権が発生するものとし、
第22条第5項	クライアントは、ランサーが行った作業に対して、依頼内容との合致や作業の有無又は回数を個々に判断して承諾作業を行うものとし、合理的な理由が無い作業拒否、又は作業内容の品質による作業拒否、又は作業承諾確定後に作業拒否をすることは出来ません。また理由のいかんにかかわらず、作業された全体個数の30%を超える数（ただし全体個数の30%で計算される個数が整数ではない場合は、小数点以下は切り下げるものとし、）の作業拒否を行う事ができません。また、作業承諾確定後においては、作業承諾の取消や報酬支払いの拒否は出来ません。	クライアントは、ランサーが行った作業に対して、依頼内容との合致や作業の有無を個々に判断して承認又は拒否を行うものとし、但し、クライアントは、合理的な理由のない作業の承認拒否、又は作業の承認確定後において、作業の承認を拒否することはできません。また、クライアントによる作業の承認拒否は、理由のいかんにかかわらず、作業された全体個数の30%相当数（但し、全体個数の30%で計算される個数が整数ではない場合は、小数点以下は切り捨てるものとし、）を上限とします。なお、作業承認の確定後においては、作業承認の取消や報酬支払いの拒否は出来ません。
第22条第6項	(新設)	前項の規定にかかわらず、弊社が、ランサーによる作業がクライアントの依頼内容に適合しないと認める場合、その他作業の承認が適切ではないと判断した場合には、弊社は、作業の承認拒否の上限数を超えて、当該作業を拒否し、又は承認を取り消すことができるものとし、
第22条第7項	クライアントが仕事依頼時に定める依頼終了時刻からすべての作業が完了した仕事完了時刻のどちらかの早い方の時刻から21日以内に作業承諾及び支払確定を行うものとし、この日時を超過しても、支払確定を行わない場合、すべての作業を承諾したものとして、その時点で成果物をもって、第2項の譲渡契約が成立し、かつ支払を確定するものとし、	クライアントは、クライアントが仕事依頼時に定めた依頼終了時刻から21日以内に作業承諾及び支払確定を行うものとし、この日時を超過しても、支払確定を行わない場合、全ての作業を承諾したものとして、その時点で成果物をもって、第2項の譲渡契約が成立し、かつ支払を確定するものとし、
第22条第8項	クライアントが支払確定を行った時点で支払報酬の総額は、クライアントが仕事依頼時に定める1件の作業当りの単価と作業承諾した数を掛け合わせた金額とします。	クライアントが支払確定を行った時点で支払報酬の総額は、クライアントが仕事依頼時に定める1件あたりの作業単価（但し、弊社が下限金額を定めることができるものとし、）と作業承諾した数を掛け合わせた金額とします。
第23条第2項	前項の契約成立前において会員間でなされる、時間単価、費用等に関する会員間のやりとり（見積提示、サンプルの制作を含む）では、会員間において、契約を締結する義務が発生することではなく、ランサーは、弊社及びクライアントに対し、何らの責任追及又は補償を求めることはできないものとし、	前項の契約成立前において会員間でなされる、時間単価、費用等に関する会員間のやりとり（見積提示を含む）では、会員間において、契約を締結する義務が発生することではなく、ランサーは、弊社及びクライアントに対し、何らの責任追及又は補償を求めることはできないものとし、
第23条第4項	契約成立後、クライアントは、ランサーが業務に着手するまでに、依頼内容に応じて必要とされる報酬について、クレジットカード決済による支払い予約を行うものとし、ランサーは、クライアントによる支払い予約手続が遅延したことにより業務着手が遅延した場合でも、その責任を負わないものとし、	契約成立後、ランサーが業務を遂行し、弊社所定の方法により作業時間を報告して報酬を請求した場合、クライアントは、当該請求に係る報酬（但し、報酬は、弊社が下限金額を定めることがあります。）について、クレジットカード決済による支払い予約を行うものとし、ランサーは、クライアントによる支払い予約手続が遅延したことにより報酬の受領が遅延した場合でも、その責任を負わないものとし、
第23条第7項	クライアントは、ランサーより報酬の請求を受けた場合、当該請求内容を承諾するときは支払確定を行うものとし、当該請求内容に不服があるときは15日以内にランサーに対して修正依頼を行うものとし、この日を超過しても、修正依頼を行わない場合、すべての作業を承諾したもののみならず、クライアントはランサーの請求内容に従い、支払確定が行われるものとし、支払確定により、第4項に基づき支払い予約がなされていたクレジットカード決済処理が実行されるものとし、この場合、弊社は、ランサーより授与された代理受領権限に基づき、クレジットカード決済により支払われた報酬をランサーのために受領し、同受領時点において、ランサーのクライアントに対する報酬請求権は消滅するものとし、	クライアントは、ランサーより作業の完了報告を受けた場合、当該請求内容を承諾するときは支払確定を行うものとし、当該請求内容に不服があるときは15日以内にランサーに対して修正依頼を行うものとし、この日を超過しても、修正依頼を行わない場合、全ての作業を承諾したもののみならず、クライアントはランサーの請求内容に従い、支払確定が行われるものとし、支払確定により、第4項に基づき支払い予約がなされていたクレジットカード決済処理が実行されるものとし、この場合、弊社は、ランサーより授与された代理受領権限に基づき、クレジットカード決済により支払われた報酬をランサーのために受領し、同受領時点において、ランサーのクライアントに対する報酬請求権は消滅するものとし、
第23条第9項	弊社は、第7項の規定に基づいて受領した報酬をランサーのアカウントに対し支払うものとし、当該支払い時に、第11条4項に定める弊社手数料を差し引くことができるものとし、	弊社は、第7項の規定に基づいて受領した報酬をランサーのアカウントに対し支払うものとし、当該支払い時に、第11条第1項第1号に定める弊社手数料を差し引くことができるものとし、
第23条第10項	クライアント及びランサーは、業務委託契約が成立したときから14日を経過するまでの間は、弊社所定の手続きを経たうえで相手方に通知をすることにより、通知日の翌日以降の指定した日において、契約を解除することができます。業務委託契約が成立したときから14日を経過した場合は、弊社所定の手続きを経たうえで相手方に通知をすることにより、通知日より14日以上先の指定した日において、契約を解除することができます。ただし、当該業務委託契約が継続的業務委託である場合、クライアントは、第17条第6項の規定に従い、契約を解除することができるものとし、	クライアント及びランサーは、業務委託契約が成立したときから14日を経過するまでの間は、弊社所定の手続きを経たうえで相手方に通知をすることにより、通知日の翌日以降の指定した日において、契約を解除することができます。業務委託契約が成立したときから14日を経過した場合は、弊社所定の手続きを経たうえで相手方に通知をすることにより、通知日より14日以上先の指定した日において、契約を解除することができます。ただし、当該業務委託契約が継続的業務委託である場合、クライアントは、フリーランス法の定めに従い、契約を解除することができます。

変更箇所	改定前	改定後
第23条第11項	弊社の報酬受領後に業務委託契約が解除された場合、弊社は、当該報酬をクライアントに返金するものとします。ただし、当該報酬が、ランサーの銀行口座への出金後の場合はこの限りではありません。クライアント及びランサーは、相手方及び弊社に対し、解除に関し損害賠償請求その他の請求をすることができないものとします。	弊社が報酬を代理受領した後に業務委託契約が解除された場合、弊社は、当該報酬をクライアントに返金するものとします。但し、当該報酬がランサーの銀行口座への出金後の場合はこの限りではありません。クライアント及びランサーは、相手方及び弊社に対し、解除に関し損害賠償請求その他の請求をすることができないものとします。
第23条第12項	弊社は、第10項のほか、以下のいずれかに該当する場合には、クライアントに対し、弊社がランサーのために受領した報酬を以下の規定にしたがって返金するものとします。 (1) 本条の規定に基づいて、クライアントが支払確定を行い、弊社が代理受領した報酬からランサーへの報酬総額の支払い後に残額が生じた場合。ただし、報酬総額が300円に満たない場合には、弊社はクライアントに対して、受領した報酬と300円との差額のみを返金し、300円と当該報酬総額との差額については返金せず、弊社が受領するものとします。 (2) 前号に定めるほか、弊社が代理受領した報酬をランサーに支払うことが不適当であると判断した場合。なお、この場合、弊社が相当とする額を返金するものとします。	弊社は、弊社がランサーのために代理受領した報酬をランサーに支払うことが不適当であると判断した場合には、弊社が相当とする額を返金するものとします。
第23条第13項	クライアントが第7項及び第8項に基づき承認した業務時間内にランサーが成果物を制作した場合は、当該成果物に係る譲渡可能なすべての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、支払確定時に、ランサーからクライアントに譲渡されるものとし、その対価は無償とします。	クライアントが第7項及び第8項に基づき承認した業務時間内にランサーが成果物を制作した場合は、当該成果物に係る譲渡可能な全ての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、支払確定時に、ランサーからクライアントに譲渡されるものとし、その対価は、ランサーがクライアントから受け取る報酬に含まれるものとします。
第23条第15項	(新設)	確定判決等に基づき決済完了手続又は返金手続が行われた場合、弊社は、当該取引の相手方の評価の入力を制限し、評価の削除その他弊社が必要と認める措置を講ずることができるものとします。
第23条第16項	時間報酬方式において弊社が提供する計測システムその他のソフトウェア又はツールは、会員間の連絡又は業務を円滑に進捗させるための便宜を提供するものであります。弊社は、会員間の業務の進捗管理、計測管理を行う義務は一切負わず、ランサーによる業務又は報告の懈怠、その他の債務不履行による責任を負わないものとします。弊社は、提供する計測システム等について、常に正常に動作することを保証するものではなく、動作状況について常時監視する義務を負うものではありません。ランサーは、計測システム等が正常に動作していないことを認識した場合、電子メールにて弊社へ直ちに報告するとともに、正常な動作が再開するまで、業務を停止するものとします。	時間報酬方式において弊社が提供する計測システムその他のソフトウェア又はツールは、会員間の連絡又は業務を円滑に進捗させるための便宜を提供するものであります。弊社は、会員間の業務の進捗管理、計測管理を行う義務は一切負わず、ランサーが業務又は報告を怠ったことその他の債務不履行による責任を負わないものとします。弊社は、提供する計測システム等について、常に正常に動作することを保証するものではなく、動作状況について常時監視する義務を負うものではありません。ランサーは、計測システム等が正常に動作していないことを認識した場合、電子メールにて弊社へ直ちに報告するとともに、契約中の会員間取引について、当該取引のクライアントと協議のうえで、業務を遂行するものとします。
第24条第1項	月額報酬を選択した場合、クライアント及びランサーは、その間で成立した契約が準委任契約であること並びに弊社が別途定めるルール（ https://lancers.jp/monthly_work_contracts/guide ）に従って自動で更新及び決済されることに同意するものとします。なお、弊社が別途認めた場合を除き当月の契約解除はできないものとします。	月額報酬を選択した場合、クライアント及びランサーは、その間で成立した契約が準委任契約であること、並びに弊社が別途定める規定にしたがって自動で更新及び決済されることに同意するものとします。なお、弊社が別途認めた場合を除き当月の契約解除はできないものとします。
第24条第3項	クライアントは、ランサーに対して契約を申し込む際に、当該契約に基づく報酬（ただし、弊社が別途下限金額を定めることがあるものとします。）について、クレジットカード決済による支払い予約を行うものとします。支払い予約又はクレジットカード決済処理にエラーが生じたことによる一切の責任はクライアントが負うこととします。	クライアントは、ランサーに対して契約を申し込む際に、当該契約に基づく報酬（但し、弊社が別途下限金額を定めることがあるものとします。）について、クレジットカード決済による支払い予約を行うものとします。支払い予約又はクレジットカード決済処理にエラーが生じたことによる一切の責任はクライアントが負うこととします。
第24条第4項	月額報酬が選択された場合、クライアントが前項による確認を行ったか否かにかかわらず、当月末日をもってクライアントによる確認がなされたものとみなし、当月末日の時点をもってシステム上自動で支払確定がなされるものとします。	月額報酬が選択された場合、クライアントが、ランサーによる業務の履行を確認したか否かにかかわらず、当月末日をもってクライアントによる確認がなされたものとみなし、当月末日の時点をもってシステム上自動で支払確定がなされるものとします。
第24条第6項	第5項の場合において、弊社は、ランサーより授与された代理受領権限に基づき、各種決済方法により弊社に支払われた報酬をランサーのために受領し、同受領時点において、ランサーのクライアントに対する報酬請求権は消滅するものとします。	第4項の場合において、弊社は、ランサーより授与された代理受領権限に基づき、各種決済方法により弊社に支払われた報酬をランサーのために受領し、同受領時点において、ランサーのクライアントに対する報酬請求権は消滅するものとします。
第24条第8項	成果物が発生した場合、その譲渡可能なすべての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、個々の成果物ごとに、支払確定時に、ランサーからクライアントに譲渡されるものとします。その対価は、ランサーがクライアントから受け取る報酬に含まれるものとします。	成果物が発生した場合、その譲渡可能な全ての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、個々の成果物ごとに、支払確定時に、ランサーからクライアントに譲渡されるものとします。その対価は、ランサーがクライアントから受け取る報酬に含まれるものとします。
第24条第9項	クライアントは、有効な準委任契約が存在する月において、当月の25日までの間、翌月以降の契約内容を変更する申請を行うことができるものとします。ただし、ランサーが当該申請から3日以内に当該申請に対する拒否の連絡を行わなかった場合、ランサーが、当該申請の内容を拒否したものとみなし、契約内容変更申請前の内容で決済されるものとします。	クライアントは、有効な準委任契約が存在する月において、当月の末日までに、弊社所定の方法により、翌月以降の契約の更新を拒絶することができるものとします。 ランサーは、有効な準委任契約が存在する月において、当月の20日までに、弊社所定の方法により、翌月以降の契約の更新を拒絶することができるものとします。当事者のいずれか一方から契約の更新が拒絶された場合、当月末日をもって当該準委任契約は終了するものとし、クライアント及びランサーは、予めこれに同意するものとします。
第24条第10項	準委任契約成立後、契約の解除は、弊社所定の方法による場合のみ可能とします。ただし、当該報酬がランサーの銀行口座に出金された後の場合は、この限りではなく、また、当該契約が継続的業務委託である場合、クライアントは、第17条第6項の規定に従い、契約を解除することができるものとします。クライアント及びランサーは、相手方及び弊社に対し、解除に関し損害賠償請求その他の請求をすることができないものとします。	準委任契約成立後、契約の解除は、弊社所定の方法による場合のみ可能とします。但し、当該報酬が、ランサーの銀行口座への出金後の場合はこの限りではありません。クライアント及びランサーは、相手方及び弊社に対し、解除に関し損害賠償請求その他の請求をなすことができないものとします。
第24条第11項	弊社は、前項に定める場合のほか、弊社が代理受領した報酬をランサーに支払うことが不適当であると判断した場合には、クライアントに対し、弊社が相当とする額を返金するものとします。	弊社は、前項に定める場合のほか、弊社が代理受領した報酬をランサーに支払うことが不適当であると判断した場合には、クライアントに対し、弊社が相当とする額を返金することができるものとします。
旧第25条第4項	ランサーは、準委任契約に定める業務終了後、クライアントに対し、本サイトのメッセージ機能で完了の報告をするものとします。クライアントは、速やかにこの報告内容を確認するものとします。	(削除)

変更箇所	改定前	改定後
第25条	<p>パッケージに基づく取引の場合、クライアントは商品購入時に、ランサーが提示する商品の金額について、原則としてクレジットカード決済による支払い予約を行うものとします。</p> <p>パッケージでは、ランサーが提示する商品に関してクライアントが購入を申し込み、ランサーが承諾した時点で、クライアントとランサーの間において、当該商品の内容で業務委託契約が成立するものとします。クライアントが購入を申し込んだ後、7日以内にランサーが承諾をしない場合は、当該購入の申し込みは自動でキャンセルされるものとします。</p> <p>ランサーは独立した事業者として業務を受託するものとし、クライアントはランサーに対する指揮命令権を有してはならず、また、クライアントとランサーの間では雇用契約又はこれと類似する契約を締結してはなりません。</p> <p>クライアントとランサー間の法律関係は前2項の規定により締結された契約によって規律されるものとし、当事者は当該契約内容に従い、誠実にお互いの義務を履行しなければなりません。</p> <p>ランサーは、その受託した業務が完了した後、遅滞なく完了報告を行うものとし、クライアントは業務を確認した上で遅滞なく支払確定を行うものとします。ランサーがクライアントの購入の申込みを承諾した後、30日以内にランサーによる完了報告が行われなかった場合、2項で成立した業務委託契約は解除されるものとし、弊社は同契約が解除されたものとみなします。ランサーがクライアントの購入の申し込みを承諾した後、30日以内にクライアントによる支払確定がなされなかった場合、支払確定がなされたものとみなし、弊社は同契約が有効に実行されたものとみなします。</p> <p>成果物が存在する場合、その成果物の譲渡可能なすべての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、個々の計画の成果物ごとに、支払確定時に、ランサーからクライアントに譲渡されるものとします。その対価は、ランサーがクライアントから受け取る報酬に含まれるものとします。</p> <p>パッケージはクライアントとランサーを当事者とする業務委託契約により仕事が遂行されます。仕事の内容に関してクライアントとランサーの間で履行遅滞、若しくは成果物の仕様不適合等の債務不履行、成果物の契約不適合、又はその他の法的問題等何らかのトラブルが発生した場合は、当事者間の誠意ある協議によって解決するものとし、弊社はそのトラブルについて一切の責任を負いません。</p> <p>ランサーは、法令により資格が必要とされる業務（弁護士業、会計士業、税理士業等を指すが、これらに限らない。）については、資格を有している場合にのみ行い、クライアントは、法令により資格が必要とされる業務については、ランサーが資格を有していることを確認した上で依頼するものとします。</p> <p>パッケージに基づく取引について、本条に記載のない事項についてはプロジェクト方式に関する定めを準用するものとします。</p>	<p>パッケージでは、ランサーが提示する商品に関してクライアントが購入を申し込み、ランサーが承諾した時点で、クライアントとランサーの間において、当該商品の内容で業務委託契約が成立するものとします。ランサーが14日以内に承諾をしない場合、弊社は、当該購入の申し込みをキャンセルされたものとして取り扱うことができるものとします。</p> <p>ランサーは、その受託した業務が完了した後、遅滞なく完了報告を行うものとし、クライアントは業務を確認した上で遅滞なく支払確定を行うものとします。弊社は、ランサーによる完了報告又はクライアントによる支払確定が相当期間内に行われない場合、当該業務委託契約を解除し、又は支払確定がなされたものとして取り扱うことができるものとします。</p> <p>パッケージに基づく取引について、本条に記載のない事項についてはプロジェクト方式に関する定めを準用するものとします。</p>

変更箇所	改定前	改定後
旧第27条	<p>スポット常駐で仕事に応募できるランサーは、本人確認登録及び機密保持確認サービスによる確認が完了したランサーに限られます。</p> <p>スポット常駐では、クライアントの仕事依頼に対して応募をしたランサーが仕事の内容、報酬の額、ランサーのスキルその他必要な事項に関する面談を行い、双方合意の上、当該仕事に関する契約を当事者間において締結しなければなりません。クライアントとランサーの間で締結する契約は業務委託契約とし、ランサーは独立した事業者として業務を受託するものとし、クライアントはランサーに対する指揮命令権を有してはならず、また、クライアントとランサーの間では雇用契約又はこれと類似する契約を締結してはなりません。</p> <p>クライアントとランサー間の法律関係は前項の規定により締結された契約によって規律されるものとし、当事者は当該契約内容に従い、誠実にお互いの義務を履行しなければなりません。</p> <p>仕事の内容が成果物の作成を伴う場合、当該成果物に関する著作権その他の権利の帰属については、クライアントとランサーの間の契約に従って決定されるものとし、契約において特段の合意がされていないときは、成果物の譲渡可能なすべての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、クライアントが第12項に定める利用料を支払うことを条件とし、ランサーからクライアントに譲渡されるものとします。</p> <p>スポット常駐はクライアントとランサーを当事者とする業務委託契約により仕事が遂行されます。仕事の遂行過程や成果物の内容に関してクライアントとランサーの間で何らかのトラブル、紛争等が発生した場合は、当事者間の誠意ある協議によって解決するものとし、弊社はそのトラブル、紛争等について一切の責任を負いません。</p> <p>クライアントは、第4項の契約に基づきランサーが業務を開始したときは遅滞なく弊社に対して業務開始の報告をするものとします。クライアントは、業務開始の報告にあわせ、ランサーと合意した業務委託契約の期間その他弊社が指定する情報を弊社に報告しなければならないものとします。</p> <p>弊社が提供するスポット常駐のサービスは、前項の規定により弊社に報告された業務委託の期間の満了をもって終了するものとします。クライアントが利用期間の延長を希望する場合は、ランサーとの間で契約期間の延長について合意をした上で、速やかに弊社に申し出るものとします。</p> <p>弊社は、前項に定める期間延長の申し出を受け、必要に応じクライアント又はランサー若しくはその両方に連絡を行い、事実関係を確認し、ランサーとの合意の状況、従前のスポット常駐の利用状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときはスポット常駐の利用期間の延長を行うものとします。弊社がクライアント又はランサーに連絡を行ったにもかかわらず、正当な理由なく1週間適切な返答がなかったときは、連絡を行った者の相手方の主張を真実とみなし、スポット常駐の利用関係を処理することができるものとします。</p> <p>スポット常駐では、クライアントはランサーへの業務委託料の支払いを直接行うものとし、下請代金支払遅延等防止法、源泉徴収義務その他の義務はクライアントが自ら遵守しなければなりません。また、ランサーは、業務委託料の請求及び回収管理については自らの責任により行うものとします。クライアントとランサーの間における業務委託料の支払いに関し、法令違反、支払遅延又は回収不能その他の問題が生じたとしても、弊社はその責任を負いません。</p> <p>弊社は、クライアントに対し別途定めるスポット常駐のシステム利用料及びこれに対する消費税の額（以下これらを併せて本条において「利用料」といいます。）を月末で締め、請求書を発行します。クライアントは、請求書の内容に従い、利用料を翌月の末日までに、弊社が指定する銀行口座に振り込むことによって支払うものとします。</p> <p>クライアントは、ランサーとの契約関係を解除、解約その他の理由によって途中で終了するときは、速やかに弊社に通知するものとします。この場合、クライアントは当該通知が弊社に到達した日の属する月の翌月分からの利用料の支払いを免れるものとします。</p> <p>クライアントが弊社に対する利用料の支払いを怠った場合、弊社はクライアントに対し、年14%の割合による遅延損害金を加えた金額を請求することができます。クライアントは、スポット常駐を利用して掲載した依頼と実質的に同じ内容の依頼をスポット常駐以外の方法を利用して二重に掲載してはなりません。</p> <p>クライアント又はランサーが本条各項の規定に違反した場合は、弊社は事前通知なく、スポット常駐の利用の停止その他適切と認められる措置を講じることができるものとします。</p>	(削除)
第26条第1項	<p>弊社は、本サービスにおける、クライアントとランサー間の決済について、以下に定める種類の決済サービスを提供するものとします。会員は、本章に定めるところに従い、各会員間取引において決済サービスを利用することができます。ただし、弊社は、会員間取引の種類に応じ、決済サービスの利用を制限することがあります。</p> <p>クレジットカード決済 銀行口座決済 PayPal決済</p>	<p>弊社は、本サービスにおける、クライアントとランサー間の決済について、以下に定める種類の決済サービスを提供するものとします。会員は、本章に定めるところに従い、各会員間取引において決済サービスを利用することができます。但し、弊社は、会員間取引の種類に応じ、決済サービスの利用を制限することがあります。</p> <p>クレジットカード決済 銀行振込（この場合、振込手数料は、会員が負担するものとします。） PayPal決済</p>
第26条第3項	<p>決済手続を行おうとする譲渡契約又は業務委託契約については、クライアント・ランサー（本規約に特段の定めがない限り、チーム制においては、クライアントとチーム間においてはクライアントとリーダー、チーム内においてはリーダーと各メンバーをいいます。）が相互に相手方に対し履行の責任を持つものとします。</p>	<p>決済手続を行おうとする譲渡契約又は業務委託契約については、クライアント及びランサーは、相互に相手方に対し履行の責任を持つものとします。</p>
第26条第4項	<p>弊社は、ランサーとの間で成立した代理受領契約に基づき、クライアントからランサーのために報酬を代理受領し、かつ代理受領した報酬からランサーに支払うべき金員の支払をなす義務その他代理受領契約若しくはクライアントとの間で成立したコンペ保証料又はタスク保証料に関する金銭預託契約（以下「金銭預託契約」といいます。）から直接的に発生する義務のみを負うものとします。</p>	<p>弊社は、ランサーとの間で成立した代理受領契約に基づき、クライアントからランサーのために報酬を代理受領し、かつ代理受領した報酬からランサーに支払うべき金員の支払をなす義務その他代理受領契約若しくはクライアントとの間で成立したコンペ方式又はタスク方式による会員取引に関する金銭預託契約（以下「金銭預託契約」といいます。）から直接的に発生する義務のみを負うものとします。</p>
第26条第7項	<p>クレジットカード決済の場合、クレジットカード事故やクレジットカードの有効期限切れ等により決済手続の継続が困難である場合、弊社はクライアントへ代替の手段による決済手続の催促を行います。この催促の日から10日経過後も、クライアントが代替の手段による決済手続を行わず、行わない正当な理由の説明と書面による立証がない場合は、クレジットカード決済の確定手続を行うことで決済手続を継続することに同意したものとします。クレジットカード決済の確定手続を行うことで決済手続を継続した場合で、第20条第6項各号によりクライアントとランサー間の契約を解除する場合は、クレジットカード決済の確定手続を行った金額を銀行振込により返金します。</p>	<p>クレジットカード決済の場合、クレジットカード事故、クレジットカードの有効期限切れ又は有効期限が短い等の理由により決済手続の継続が困難である場合、弊社はクライアントへ代替の手段による決済手続の催促を行います。この催促の日から10日経過後も、クライアントが代替の手段による決済手続を行わず、行わない正当な理由の説明と書面による立証がない場合は、登録済みのクレジットカード決済の確定手続を行うことで決済手続を継続することに同意したものとします。クレジットカード決済の確定手続を行うことで決済手続を継続した場合で、第20条第6項各号によりクライアントとランサー間の契約を解除する場合は、クレジットカード決済の確定手続を行った金額を銀行振込により返金します。</p>

変更箇所	改定前	改定後
第26条第8項	会員同士のトラブルで長期間支払が確定されなかったり、クレジットカード決済又はPayPal決済におけるシステムのトラブル、又はその他の理由により、決済手続を継続できず又は継続が困難である場合、弊社は弊社の裁量による判断に基づき、クレジットカード決済の支払い予約を解除し、又は金銭預託契約を解除・返金することができるものとします。その場合、プロジェクト方式、コンペ方式、タスク方式その他方式を問わず、弊社は第11条で定める利用手数料を請求しませんが、支払予約の解除又は解除・返金のために会員が被った損害について、直接損害か間接損害かを問わず、弊社は一切責任を負いません。この場合、未精算の報酬の支払は別途当該会員同士で支払われるものとします。	会員同士のトラブルで長期間支払が確定されなかったり、クレジットカード決済又はPayPal決済におけるシステムのトラブル、又はその他の理由により、決済手続を継続できず又は継続が困難である場合、弊社は弊社の裁量による判断に基づき、クレジットカード決済の支払い予約を解除し、又は金銭預託契約を解除・返金することができるものとします。その場合契約方式にかかわらず、弊社は第11条で定める利用手数料を請求しませんが、支払予約の解除又は解除・返金のために会員が被った損害について、直接損害か間接損害かを問わず、弊社は一切責任を負いません。この場合、未精算の報酬の支払は別途当該会員同士で支払われるものとします。
第27条第1項	前条第1項の規定にかかわらず、弊社が特に認めるクライアントに限り、後払い銀行決済を認めるものとします。	前条第1項の規定にかかわらず、弊社は、弊社所定の要件を満たしたクライアントに限り、後払い銀行決済を認めるものとします。
第27条第2項	(新設)	クライアントが、後払い銀行決済を利用する場合、当該決済にかかる手数料(以下「後払い手数料」といいます。)は、依頼金額(税込)及び第11条第1項第1号に基づきクライアントが支払うシステム手数料を合計した額の5%に相当する額とし、1円未満の小数点以下は切り上げるものとします。なお、後払い手数料は、第11条に定めるシステム手数料とは別の手数料となります。 クライアントは、後払い手数料を、弊社が発行した請求書に規定する期日までに、弊社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
第27条第3項	(新設)	クライアントが後払い銀行決済を利用する場合、クライアントは、以下各号の支払確定日を含む月の翌末日(当該日が土日祝日に当たる場合は、直前の営業日とします。)までに、依頼金額(第11条第1項第5号に定める有料オプションを利用する場合には、依頼金額のほかに当該オプション料金についても本項によるものとします。)及び後払い手数料の合計額を、弊社が発行する請求書に基づき、弊社指定の銀行口座に、振込の方法により支払うものとします。 プロジェクト方式 第20条第6項各号の支払確定の手続をした日(支払確定に同意したものとみなされたときを含みます。) コンペ方式 第21条に定める当選確定手続を行った日(支払確定に同意したものとみなされたときを含みます。) タスク方式 第22条の支払確定の手続を行った日(支払確定に同意したものとみなされたときを含みます。) 時間報酬方式 第23条に定める支払確定をした日(支払確定に同意したものとみなされたときを含みます。) 月額報酬方式 第24条に定める支払確定がなされた日(支払確定に同意したものとみなされたときを含みます。)
第27条第4項	後払い銀行決済の場合、弊社は、クライアントの委託を受けてランサーに対して報酬の立替払を行うものとし、弊社とクライアントとの間には立替払委託契約が成立するものとします。この場合、ランサーは、プロジェクト方式においては第20条第6項各号の支払確定時点、コンペ方式においては第22条第2項の当選確定の時点、タスク方式においては第23条第2項の支払確定を送信した時点、時間報酬方式においては第24条第7項又は第8項の支払確定時点及び月額報酬方式においては第25条第5項の支払確定時点において、当該報酬に係る立替払委託契約を承諾し、同契約の利益を享受する意思を表示したものとみなされることあらかじめ同意するものとします。	後払い銀行決済の場合、弊社は、クライアントの委託を受けてランサーに対して報酬の立替払を行うものとし、弊社とクライアントの間には立替払委託契約が成立するものとします。この場合、ランサーは、プロジェクト方式においては第20条第6項各号の支払確定時点、コンペ方式においては第21条第2項の当選確定の時点、タスク方式においては第22条第2項の支払確定を送信した時点、時間報酬方式においては第23条第7項又は第8項の支払確定時点及び月額報酬方式においては第24条第4項の支払確定時点において、当該報酬に係る立替払委託契約を承諾し、同契約の利益を享受する意思を表示したものとみなされることあらかじめ同意するものとします。
第27条第6項	後払い銀行決済の場合、弊社は、立替払委託契約に基づき、ランサーに対して報酬の立替払を行い、本サービス内の入金履歴に記録された報酬支払い日時を以て、ランサーのクライアントに対する報酬請求権は消滅するものとします。	後払い銀行決済の場合、弊社は、立替払委託契約に基づき、ランサーに対して報酬の立替払を行い、支払確定又は当選確定の時点をもって、ランサーのクライアントに対する報酬請求権は消滅するものとします。
第27条第10項	(新設)	クライアントが請求書に記載された支払期限までに支払いを行わなかった場合、弊社は、クライアントに対し、支払期限の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を加えた金額を請求することができるものとします。
旧第29条第2項	前項の場合、当該クライアントは、プロジェクト方式の場合は当該クライアントが第20条第6項各号の支払確定の手続をなした日(支払確定に同意したものとみなされたときを含みます。)、コンペ方式の場合は第22条に定める当選確定手続を行った日、タスク方式の場合は第23条の支払確定の手続を行った日、時間報酬方式の場合は第24条に定める支払確定をした日(支払確定に同意したものとみなされたときを含みます。)、月額報酬方式の場合は第25条に定める支払確定がなされた日を含む月の翌末日まで(支払期日が土日祝祭日にあたるときは、土日祝祭日を除く最終営業日(前営業日)まで)に、弊社発行の請求書に基づき、依頼金額(第11条第1項第3号に定める有料オプションを利用する場合には、依頼金額のほかに当該オプション料金についても本項によるものとします。)、及び、後払い手数料(依頼金額の5%の金額とし、1円未満の小数点以下は切り上げるもの)とします。これは第11条に定める利用手数料とは別の手数料となります。)の合計額を、弊社指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。	(削除)
第29条第1項	ユーザは、ユーザによる本サイトの利用とその本サイトを利用してなされた一切の行為(第32条第2項により、ユーザによる利用又は行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下同様とします。)とその結果について一切の責任を負います。ユーザは、本サイトの利用により本サイト又は他者に対して損害を与えた場合(ユーザが、本規約等における義務を履行しないことにより他者又は本サイトが損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。	ユーザは、ユーザによる本サイトの利用とその本サイトを利用してなされた一切の行為(第30条第2項により、ユーザによる利用又は行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下同様とします。)とその結果について一切の責任を負います。ユーザは、本サイトの利用により本サイト又は他者に対して損害を与えた場合(ユーザが、本規約等における義務を履行しないことにより他者又は本サイトが損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。
第30条第1項	会員は、本サービスを利用するために登録した会員IDとパスワード等を自己の管理の下で管理するものとします。会員は、会員資格・会員ID・パスワードを第三者に利用・譲渡・売買・貸与、その他形態を問わず処分することはできません。	会員は、本サービスを利用するために登録したログイン情報(メールアドレス及びパスワード等)を自己の管理の下で管理するものとします。会員は、会員資格・ログイン情報を第三者に利用・譲渡・売買・貸与、その他形態を問わず処分することはできません。
第30条第3項	会員ID及びパスワードの情報が第三者に漏洩した場合、又はその虞がある場合、速やかに弊社までご連絡ください。ただし、弊社は、当該会員IDとパスワードによるサービス利用の停止又は終了を行うことはできませんが、その情報漏洩によって生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。	ログイン情報(メールアドレス及びパスワード等)が第三者に漏洩した場合、又はそのおそれがある場合、速やかに弊社までご連絡ください。但し、弊社は、当該ログイン情報によるサービス利用の停止又は終了を行うことはできませんが、その情報漏洩によって生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

変更箇所	改定前	改定後
<p>第31条第1項</p>	<p>弊社は、全てのユーザが法令に則って安全且つ快適に仕事の取引を行って頂くために、ユーザに対し、以下に関連する行為を禁止します。ユーザが以下に該当する行為を行った場合、弊社は、その故意・過失であるかにかかわらず違反行為とみなすことができるものとします。詳細な禁止事項は 依頼ガイドライン細則 にも詳しく記載されていますので、こちらも必ずご確認ください。依頼ガイドライン細則についても本規約の一部を構成し、当該ガイドラインに違反した場合には、本規約に違反したものとみなします。</p> <p>(1) 他のユーザ、弊社又は他者の商標権、著作権などの知的財産権、プライバシー権、肖像権、その他の権利を侵害する行為、その他他人に経済的損害を与える行為</p> <p>(2) 本規約等若しくは法令に違反する行為、詐欺等の犯罪に結びつく行為、犯罪を扇動し、救済する行為</p> <p>(3) 公序良俗に反する行為</p> <p>(4) 性行為や性的サービスを想起させる表現、わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、文書等を送信若しくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為</p> <p>(5) 医療・弁護・法的文書作成・旅行代理など許認可・登録・届出等が必要となる行為</p> <p>(6) 他のユーザ、弊社又は他人に対して、プライバシーを侵害したり、名誉若しくは信用その他他人に精神的損害を与えたりする行為、ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為、大量又は長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行う行為、メッセージ機能により大量のメッセージを送信する行為、義務や理由のないことを強要する行為</p> <p>(7) 人種差別、部落差別その他の差別を意識させる行為</p> <p>(8) 面識のない会員との出会い等を目的として利用する行為</p> <p>(9) 脱法ドラッグ（いわゆる合法ドラッグ）に関する行為</p> <p>(10) 自身の詳細な個人情報又は他のユーザ、弊社若しくは他者の個人情報（電話番号や住所等）を発信及び公開する行為、又は依頼内容において、提案時にユーザ自身の詳細な個人情報の記載を要求する行為</p> <p>(11) 本サイト外で本サイト及び本サイト付随機能を商業目的で利用する行為、無限連鎖講及びマルチ商法、又はそれに類するもの、その恐れのあるもの、あるいは弊社が無限連鎖講及びマルチ商法、又はそれに類するもの、その恐れのあるものと判断する内容を掲載する行為</p> <p>(12) 本サイトを介さずに行う直接取引やそれを勧誘する行為、又は、勧誘に応じる行為。（本サービスで取引開始をした会員と再度取引する場合を含む）</p> <p>(13) 本サイト若しくは本サイトの一部（コンテンツ・情報・機能・システム・プログラム等）を使用・転用・転売・複製・送信・翻訳・翻案などして、いかなる手法を問わず商業・営業目的の活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用をすること（ただし、パートナープログラムに基づくパートナーの利用を除きます。）、その他本サイトの二次利用や複製行為</p> <p>(14) 本サイトのセキュリティホールやバグの利用・不正アクセスや人為的な高負荷アクセスを発生させる行為、本サイトによりアクセス可能な本サイト又は他者の情報を改ざん、消去する行為、他者の設備又は本サイト用設備（本サイトがサービスを提供するために用意する通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアをいい、以下同様とします。）に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為、本サイトを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為。</p> <p>(15) 本サイトにコンピュータウイルス等の不正プログラムを送信する行為、又は他者が受信可能な状態におく行為</p> <p>(16) 本サイトを広告や宣伝・営業手段として利用する行為</p> <p>(17) 本サイトを翻訳・転載・引用・複写・コピーなどをして利用する行為</p> <p>(18) 自身の依頼を自身、自身の親族、自身の役員若しくは従業員、自身の知人、自身の友人、又は自身の直接的・間接的な影響下にある関係者を当選にする行為、又は、他者になりすまして本サイトを利用する行為</p> <p>(19) コンペ方式及び時間報酬方式において、依頼内容と明らかに異なる追加注文行為</p> <p>(20) コンペ方式において、複数の明らかに内容が異なる依頼内容を含む行為</p> <p>(21) コンペ方式において、依頼内容と明らかに異なる提案を行う行為</p> <p>(22) 報酬を明確に設定できない依頼（無報酬・完全歩合報酬等）を行う行為、又は成果報酬を得ることを目的とする依頼（アフィリエイト、メルマガ登録等）を行う行為</p> <p>(23) プロジェクト方式、タスク方式、時間報酬方式及び月額報酬方式において、依頼内容と明らかに異なる作業や重複した作業を行う行為</p> <p>(24) プロジェクト方式、タスク方式、時間報酬方式及び月額報酬方式において、合理的な理由が無い作業拒否、又は作業内容の品質による作業拒否、又は作業承諾確定後に作業拒否をする行為</p> <p>(25) 時間報酬方式において、故意若しくは重過失により作業の所要速度を遅らせる行為（客観的・合理的に見て故意又は重過失と見るべき場合を含む）、又は、故意若しくは重過失を問わず、プロジェクトの作業時間として報告する時間に当該作業を行わず若しくは関係のない作業を行う行為</p> <p>(26) 弊社からの、又は会員間取引を行っている他の会員からの連絡に対する不当な応答の遅延や無視を行う行為</p> <p>(27) 弊社に対して、虚偽の通知内容を申告する行為</p> <p>(28) 第三者のID・パスワードを不正に入手し、使用する行為</p> <p>(29) ステルスマーケティング等に該当する行為、又は、ステルスマーケティング等に利用する行為</p> <p>(30) 会員が負っている秘密保持義務、競業禁止義務又は職務専念義務（副業の禁止）などの会員が他者に対して負う義務に違反する行為</p> <p>(31) 同一人物又は同一法人が重複して会員登録をし、実質的に同一人物間又は同一法人間で取引する行為</p> <p>(32) 役務提供又は成果物の納品が実質的に存在しないなど、実態を伴わない取引をする行為</p> <p>(33) 委託された業務と同種又は類似の業務の対価として通常支払われる報酬から著しく乖離したものと当社が判断できる報酬金額で取引する行為</p> <p>(34) クライアントが偽造又は窃取等不正に取得されたクレジットカード又はその情報を用いて決済する行為</p> <p>(35) 会員自身又は会員同士通謀して一定期間内に大量の仮払い及び支払確定を繰り返すなど、評価を上げる目的等取引を遂行するため以外の目的で本サービスにお</p>	<p>弊社は、全てのユーザが法令に則って安全且つ快適に仕事の取引を行って頂くために、ユーザに対し、以下に関連する行為を禁止します。ユーザが以下に該当する行為を行った場合、弊社は、その故意又は過失の有無にかかわらず違反行為とみなすことができるものとします。詳細な禁止事項は 依頼ガイドライン細則 にも詳しく記載されていますので、こちらも必ずご確認ください。依頼ガイドライン細則についても本規約の一部を構成し、当該ガイドラインに違反した場合には、本規約に違反したものとみなします。</p> <p>(1) 他のユーザ、弊社又は第三者の商標権、著作権などの知的財産権、プライバシー権、肖像権、その他の権利を侵害する行為、その他他人に経済的損害を与える行為</p> <p>(2) 本規約等又は法令に違反する行為、犯罪を助長する行為、犯罪を教唆又は扇動する行為</p> <p>(3) 公序良俗に反する行為</p> <p>(4) 性行為や性的サービスを想起させる表現、わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、文書等を送信若しくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為</p> <p>(5) 資格又は許認可を有していないにもかかわらず、医療・弁護・法的文書作成・旅行業など法令上許認可・登録・届出・資格等が必要となる行為を行うこと</p> <p>(6) 他のユーザ、弊社又は第三者に対して、プライバシーを侵害する行為、名誉又は信用を毀損する行為、精神的損害を与える行為、ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為、大量又は長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを行う行為、メッセージ機能により大量のメッセージを送信する行為、義務や理由のないことを強要する行為</p> <p>(7) 人種差別、部落差別その他差別的な表現、及び差別を助長する行為</p> <p>(8) 面識のない会員との出会い等を目的として利用する行為</p> <p>(9) 法令により製造、販売、所持、使用等が禁止又は制限されている薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、危険ドラッグその他薬機法、覚醒剤取締法、大麻取締法その他関係法令により規制される薬物を含みます。）の取引、使用の助長、宣伝その他これらに関連する行為</p> <p>(10) 弊社又は他者の個人情報（電話番号や住所等）を発信及び公開する行為、又は依頼内容において、提案時にユーザ自身の詳細な個人情報の記載を要求する行為</p> <p>(11) 本サイト以外の場所において、本サイト及び本サイトの付随機能を商業目的で利用する行為</p> <p>(12) 無限連鎖講、マルチ商法又はこれらに類するもの、そのおそれがある当社が判断する内容を掲載する行為</p> <p>(13) 本サイトの利用期間及び退会後1年間が経過するまでの間、本サイトにおいて知り得た会員と、本サイトを介さずに行う直接取引を行う行為、直接取引を勧誘する行為又はその勧誘に応じる行為（本サービスで取引開始をした会員と、本サイトを介さず、再度取引する場合を含む）</p> <p>(14) 仕事依頼若しくは提案の登録において登録内容を明確にせず、本サイト外へ誘導する行為</p> <p>(15) 本サイト又は本サイトの一部（コンテンツ・情報・機能・システム・プログラム等）を使用・転用・転売・複製・送信・翻訳・翻案などして、いかなる手法であるかにかかわらず、商業・営業目的の活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用をすること、その他本サイトの二次利用や複製行為。但し、ランサズディレクションパートナーによりパートナーの利用は、この限りではありません。</p> <p>(16) 本サイトのセキュリティホールやバグの利用・不正アクセスや人為的な高負荷アクセスを発生させる行為、本サイトによりアクセス可能な本サイト又は他者の情報を改ざん、消去する行為、他者の設備又は本サイト用設備（本サイトがサービスを提供するために用意する通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアをいい、以下同様とします。）に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為、本サイトを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為。</p> <p>(17) 本サイトにコンピュータウイルス等の不正プログラムを送信する行為、又は他者が受信可能な状態におく行為</p> <p>(18) 宗教等を勧誘する行為</p> <p>(19) 当社のサポート窓口等の部署、従業員又は役員を名乗り、メッセージを発信したり、仕事を受発注する行為</p> <p>(20) ユーザ自身が行った依頼について、自己又はその親族、自己の役員、従業員、知人、友人、又は直接的・間接的な影響下にある関係者を当選させる行為、又は、他者になりすまして本サイトを利用する行為</p> <p>(21) タスク方式又はコンペ方式において、依頼内容と明らかに異なる追加注文行為</p> <p>(22) コンペ方式において、成果物の種類が異なる複数の依頼内容を含む行為</p> <p>(23) 依頼内容と明らかに異なる提案、直接関係のない提案を行い、又は関係のないファイルをアップロードする行為</p> <p>(24) 無報酬の依頼、報酬をあらかじめ明確に設定できない依頼、成果報酬を得ることを目的とする依頼（アフィリエイト、メルマガ登録等）を行う行為</p> <p>(25) 依頼内容と明らかに異なる作業や重複した作業を行う行為</p> <p>(26) タスク方式において、合理的な理由が無い作業拒否、作業内容を理由とする作業拒否、又は作業承諾確定後に作業拒否をする行為</p> <p>(27) 時間報酬方式において、故意又は重過失により作業の所要速度を遅らせる行為（客観的・合理的に見て故意又は重過失と見るべき場合を含む）。また、故意又は過失にかかわらず、プロジェクトの作業時間として報告する時間に当該作業を行わず、若しくは関係のない作業を行う行為</p> <p>(28) 弊社からの、又は会員間取引を行っている他の会員からの連絡に対する不当な応答の遅延や無視を行う行為</p> <p>(29) 弊社に対して、虚偽の通知内容を申告する行為</p> <p>(30) 第三者のID・パスワードを不正に入手し、使用する行為</p> <p>(31) ステルスマーケティング等に該当する行為、又は、ステルスマーケティング等に利用する行為</p> <p>(32) 会員が負っている秘密保持義務、競業禁止義務又は職務専念義務（副業の禁止）などの会員が他者に対して負う義務に違反する行為</p> <p>(33) 同一人物又は同一法人が重複して会員登録をし、実質的に同一人物間又は同一法人間で取引する行為</p> <p>(34) 役務提供又は成果物の納品が実質的に存在しないなど、実態を伴わない取引をする行為</p>

変更箇所	改定前	改定後
	いて取引を完了させる行為 (36) その他、弊社が不適当と判断した行為	(35) 委託された業務と同種又は類似の業務の対価として通常支払われる報酬から著しく乖離したものと当社が判断できる報酬金額で取引する行為 (36) クライアントが偽造又は窃取等不正に取得されたクレジットカード又はその情報を用いて決済する行為 (37) 会員自身又は会員同士が通謀して、一定期間内に大量の仮払い及び支払確定を繰り返し、評価を上げる目的その他会員間取引を履行する以外の目的で、本サービスにおいて取引を完了させる行為 (38) 会員間取引完了後に相手方に対して行う評価又は評価コメントの内容を指定する行為 (39) その他、弊社が不適当と判断した行為
第32条第1項	弊社は、会員が本規約等に従った本サービスの利用をしているか、また、本規約等に反する行為や不正がないかを監視する業務を独自の裁量で行う権利を有するものとします。	弊社は、会員が本規約等に従って本サービスを利用しているか、また、本規約等に反する行為や不正がないかを監視及び調査（会員に対する意見聴取及び資料の提出を求めることを含みますが、これに限られません。）する業務を独自の裁量で行う権利を有するものとします。弊社から調査その他弊社が必要と認める協力の求めがある場合、会員は、これに応じる義務を負います。正当な理由なく調査を拒絶し、又は虚偽の回答をした場合には、本サービスの全部又は一部の利用を停止する可能性があることを、あらかじめ承諾するものとします。
第32条第2項	本サービスで提供する「メッセージ機能」は、メッセージの送信者と受信者及び弊社の三者のみが閲覧出来るようになっております。弊社は前項の監視業務を含め本サービスの提供に必要な範囲に限り、かつ必要に応じて、その内容を開覧し、会員の本規約等の違反行為又は不正行為に対して弊社が適切と考える措置を行うことができるほか、本規約に照らして一部又は全てを削除することがあります。	弊社は、本サービスにおいて提供する全てのコミュニケーション機能（メッセージ機能、ファイル送受信機能、掲示板機能その他弊社が提供する一切の通信手段を含みます。）、その他情報を発信する機能（評価機能及び評価コメントを含みます。）を通じて送受信される情報について、前項の監視及び調査の業務を含め本サービスの提供に必要な範囲に限り、かつ必要に応じて、その内容を開覧することができるものとします。 弊社は、会員による本規約等の違反行為若しくは不正行為を確認した場合、又は、会員により発信された情報（評価、評価コメント、掲示板の投稿内容を含みますが、これに限られません。）について、当該情報を削除することができるものとし、又は、弊社が適切と判断する措置を講じることができるものとします。但し、弊社は、当該情報を監視、閲覧又は削除その他の措置を行う義務を負うものではありません。
旧第35条第1項	弊社は、第三者の知的財産権を尊重しております。	(削除)
第35条第1項	万一、本サイト内及び本サイトを利用した会員の成果物において、ご自身の著作物の著作権が侵害されている場合には、(1)著作権が適用される国(2)問題のある本サイト内のURL(3)どのような方法で著作権が侵害されているかの説明(4)ご自身が著作権を保持しており、その権利が侵害されていると思われる著作権の種類(5)ご自身の電子メール(6)ご自身の氏名・住所・電話番号を弊社まで電子メール若しくは郵送でお送り下さい。	万一、本サイト内及び本サイトを利用した会員の成果物において、ご自身の著作物の著作権が侵害されている場合には、以下各号全ての事項を記載した書面を当社まで電子メール又は郵送でお送り下さい。 著作権が適用される国 問題のある本サイト内のURL どのような方法で著作権が侵害されているかの説明 ご自身が著作権を保持しており、その権利が侵害されていると思われる著作権の種類 ご自身の電子メール ご自身の氏名・住所・電話番号
第36条第1項	本サイトに含まれる工業所有権、ノウハウ、プログラム、著作権その他の知的財産権及びそれらに関連する全ての権利は弊社又はそれらの所有者に帰属するものとし、ユーザは、あらかじめ弊社より書面による承諾を得た場合を除いて、本サイトの模倣、本サイトに含まれるノウハウの使用、画像等の著作物、ロゴ、文章等の著作物を複製、翻案、公衆送信その他権利の侵害、その他前記各権利を侵害する行為などはできないものとします。	本サイトに含まれる工業所有権、ノウハウ、プログラム、著作権その他の知的財産権及びそれらに関連する全ての権利は弊社又はそれらの所有者に帰属するものとし、ユーザは、あらかじめ弊社より書面（電子メールその他電磁的方法を含む）による承諾を得た場合を除いて、本サイトの模倣、本サイトに含まれるノウハウの使用、画像等の著作物、ロゴ、文章等の著作物を複製、翻案、公衆送信その他権利の侵害、その他前記各権利を侵害する行為などはできないものとします。
第36条第2項	第16条第1項にかかわらず、会員は弊社に対して、会員が本サイトを利用するために登録したサービス情報（公開の提案や公開の仕事依頼内容ならびにプロフィール情報に公開したものやユーザ間での公開された相談及び回答の内容その他電子掲示板に掲載されたものなど派生するものを含む）を使用、公開、表示、再生、修正、翻訳等の翻案、公衆送信、配布する権利を、無償で、永続的に許諾するものとします。ただし、非公開の提案や非公開の仕事やプロジェクト・個人情報に該当するものなど、非公開が前提である情報については、会員の承諾なく公開しません。	第16条第1項にかかわらず、会員は弊社に対して、会員が本サイトを利用するために登録したサービス情報（公開の提案や公開の仕事依頼内容並びにプロフィール情報に公開したものやユーザ間での公開された相談及び回答の内容その他電子掲示板に掲載されたものなど派生するものを含む。）を使用、公開、表示、再生、修正、翻訳等の翻案、公衆送信、配布する権利を、無償かつ永続的に許諾するものとします。但し、非公開の提案や非公開の仕事やプロジェクト・個人情報に該当するものなど、非公開が前提である情報については、会員の承諾なく公開しません。
第37条第6項	弊社は、本サイトに関連してユーザ間、会員間又は会員若しくはユーザと第三者間で発生した一切のトラブルについて、一切の責任を負わず、関知しません。万一トラブルが生じた場合は、訴訟内外を問わず当事者間で解決するものとし、当該トラブルにより弊社が損害を被った場合は、当事者は連帯して弊社に対し、弊社に生じた弁護士費用を含むすべての費用及び当該損害を賠償するものとします。	弊社は、本サイトに関連してユーザ間、会員間又は会員若しくはユーザと第三者間で発生した一切のトラブルについて、一切の責任を負わず、関知しません。万一トラブルが生じた場合は、訴訟内外を問わず当事者間で解決するものとし、当該トラブルにより弊社が損害を被った場合は、当事者は連帯して弊社に対し、弊社に生じた弁護士費用を含む全ての費用及び当該損害を賠償するものとします。
第39条第2項	前項の規定は第31条その他本規約等に定めるユーザの自己責任の原則を否定するものではありません。	前項の規定は第29条その他本規約等に定めるユーザの自己責任の原則を否定するものではありません。
第40条第1項	ユーザが本規約等に掲げる禁止事項に違反し、又は不正もしくは違法な行為を行ったことにより弊社又は第三者に損害が生じた場合、ユーザはその一切の損害（弁護士費用、弊社が第三者に行ったお詫びもしくは謝罪広告の費用を含む）を弊社に賠償する責任を負います。	ユーザが本規約等に掲げる禁止事項に違反し、又は不正若しくは違法な行為を行ったことにより弊社又は第三者に損害が生じた場合、ユーザはその一切の損害（弁護士費用、弊社が第三者に行ったお詫び又は支払った賠償金、謝罪広告の費用を含む）を弊社に賠償する責任を負います。
第40条第2項	第33条第1項第12号に関わらず、会員が直接取引（雇用契約・業務委託契約・顧問契約その他契約形態を問わず、会員同士が本サービスを介さずに取引を行うこと）を望む場合には、会員は、別途弊社の定める人材紹介契約等の必要な契約を締結し、当該契約に従うものとします。	第31条第1項第13号にかかわらず、本サービスを利用中及び利用終了後1年の間、会員が直接取引（雇用契約・業務委託契約・顧問契約その他契約形態を問わず、会員同士が本サービスを介さずに取引を行うこと）を望む場合には、会員は、別途弊社の定める人材紹介契約等の必要な契約を締結し、当該契約条件にしたがって取引を行うものとします。
第40条第3項	会員が第33条第1項第12号に違反し、本サービスを介さずに直接取引（直接取引を誘引した場合、又は直接取引の誘因に応じた場合を含む）をした場合には、会員は前項に定める損害賠償金とは別に、違約金として、当該行為がなければ支払われていたと推定される第11条で定める弊社手数料の2倍に相当する金額（その額が100万円に満たない場合は100万円）を支払うものとします。	会員が第31条第1項第13号に違反し、本サービスを介さずに直接取引（直接取引を誘引した場合、又は直接取引の誘因に応じた場合を含む）をした場合には、会員は前項に定める損害賠償金とは別に、違約金として、当該行為がなければ支払われていたと推定される第11条で定める弊社手数料の2倍に相当する金額（その額が100万円に満たない場合は100万円）を支払うものとします。
旧第42条第4項	ユーザが本規約等に掲げる禁止事項に違反して第5条の措置がとられた場合は、弊社は、違約金として第1項に定める損害賠償金とは別に、第5条の措置の時点で当該会員に支払われることとなっていた金銭のうち、第11条に定める弊社手数料の2倍に相当する金額を、当該会員から没収できるものとします。	(削除)

変更箇所	改定前	改定後
<p>旧第8章 Freelance Basicsに関する特則</p>	<p>第44条 禁止行為及び免責 会員は、FLBにおいて、第三者が提供しているサービスを利用する場合には、当該第三者が規定している利用規約等を遵守しなければならないものとし、第三者が規定している利用規約等に違反してはならないものとします。 弊社は、FLBにおいて、第三者が提供しているサービスを利用したことにより生じた一切の損害又は損失について、弊社の故意又は過失によって直接生じた損害ではない限り、一切の責任を負わないものとします。 弊社は、弊社の管理外である通信回線や弊社の設備に属さない設備に起因する一切の損害又は損失について、責任を負わないものとします。</p> <p>第45条 利用料金および支払方法 会員は、弊社が提供する有料コンテンツを選択した場合には、別途定める利用料金（以下本条において「利用料金」といいます。）を月ごとに支払うものとします。 会員による利用料金の支払は、弊社の定める方法によるものとします。 クレジットカードの利用不能その他の事情により利用料金にかかる決済が所定の期日までに完了しなかった場合、会員は、決済が完了しなかった月の利用料金と翌月の利用料金を併せて支払うものとします。 会員が弊社に対する利用料金の支払いを怠った場合、弊社は会員に対し、年14%の割合による遅延損害金を加えた金額を請求することができます。</p> <p>第46条 利用期間及び解約 FLBの有料コンテンツの利用期間は、申込から1ヶ月間とし、利用期間満了までに会員が解約手続を完了させない場合、同内容で自動的に1ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。 会員は、所定の方法で有料コンテンツを解約することができます。ただし、取引の手続に未完のものがある場合は、当該手続が完了した後に解約できるものとします。 会員が、利用期間の途中で解約手続を行った場合であっても、当該利用期間の満了日までの有料コンテンツの利用料金は満額で発生するものとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第43条第1項</p>	<p>ユーザは、本サービスを利用する権利の全部または一部を、書面による弊社の事前の許可なく、第三者に対し譲渡、貸与その他の方法で利用させないものとします。</p>	<p>ユーザは、本サービスを利用する権利の全部又は一部を、書面（電子メールその他電磁的方法を含む）による弊社の事前の許可なく、第三者に対し譲渡、貸与その他の方法で利用させないものとします。</p>
<p>第43条第2項</p>	<p>弊社は本サービスにかかる事業の全部または一部を他社に譲渡した場合（会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます）には、契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにユーザの登録事項その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。</p>	<p>弊社は本サービスにかかる事業の全部又は一部を他社に譲渡した場合（会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます）には、契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにユーザの登録事項その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。</p>